【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年９月８日
【発行者名】	大和住銀投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　後藤　正明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
【事務連絡者氏名】	植松　克彦
【電話番号】	03-6205-0200
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	エマージング好配当株オープン（毎月決算型） エマージング好配当株オープン（資産成長型） エマージング好配当株オープン　マネー・ポートフォリオ
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	各々につき、１兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

エマージング好配当株オープン（毎月決算型）
エマージング好配当株オープン（資産成長型）
エマージング好配当株オープン　マネー・ポートフォリオ

以下、上記ファンドを総称して「各ファンド」といいます。また、上記ファンドを総称して、またはそれぞれを「当ファンド」または「ファンド」といい、必要に応じて各ファンドを以下のように表示することがあります。

エマージング好配当株オープン（毎月決算型）：毎月決算型
エマージング好配当株オープン（資産成長型）：資産成長型
エマージング好配当株オープン　マネー・ポートフォリオ：マネー・ポートフォリオ

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である大和住銀投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各々につき、１兆円を上限とします。

なお、上記金額には申込手数料および申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）は含まれていません。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日（注１）の翌営業日の基準価額（注２）とします（なお、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれていません。）。

（注１）各ファンド（マネー・ポートフォリオを除く）につき、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、取得のお申込みを受付けないものとします。

（注２）基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドの基準価額については、お申込みの各販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

大和住銀投信投資顧問株式会社
＜インターネットホームページ＞http://www.daiwasbi.co.jp/
＜お電話によるお問い合わせ先＞受付窓口：（電話番号）0120-286104
受付時間：午前９時から午後５時まで（土、日、祝日除く。）

(５)【申込手数料】

［各ファンド（マネー・ポートフォリオを除く）］

申込手数料は、申込価額（発行価格）に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.24%（税抜3.0%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

各ファンド（マネー・ポートフォリオを除く）の申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

※申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

※分配金自動再投資型において収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

※申込手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売の事務等の対価です。

［マネー・ポートフォリオ］

ありません。

※マネー・ポートフォリオへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

※スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

(６)【申込単位】

販売会社によって異なります。ファンドの申込単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

(７)【申込期間】

平成29年９月９日から平成30年９月７日までです。

（申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(８)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（販売会社）については、下記までお問い合わせください。

大和住銀投信投資顧問株式会社

＜インターネットホームページ＞http://www.daiwasbi.co.jp/

＜お電話によるお問い合わせ先＞受付窓口：（電話番号）0120-286104

受付時間：午前９時から午後５時まで（土、日、祝日除く。）

(９)【払込期日】

①申込代金については、販売会社の定める期日までにお支払いください（詳細はお申込みの販売会社までお問い合わせください。）。

②申込期間中に、投資家から申込まれた振替受益権に係る取得申込みの発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社によって委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

①振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度とは、
ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

②日本以外の地域における発行
ありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(１)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

［各ファンド（マネー・ポートフォリオを除く）］

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて実質的に好配当株式へ分散投資することにより、信託財産の成長を目指して運用を行います。

［マネー・ポートフォリオ］

当ファンドは、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

②ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

＜商品分類表＞

エマージング好配当株オープン（毎月決算型）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型 追加型	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

※商品分類表の各項目の定義について

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

＜属性区分表＞

エマージング好配当株オープン（毎月決算型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （株式　一般）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　　） なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（株式　一般））
…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて実質的に株式（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。株式（一般）とは、属性区分において大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年12回（毎月）…目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

＜商品分類表＞

エマージング好配当株オープン（資産成長型）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）

単位型 追加型	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

※商品分類表の各項目の定義について
追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

＜属性区分表＞
エマージング好配当株オープン（資産成長型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （株式　一般）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　　） なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（株式　一般））

…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて実質的に株式（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。株式（一般）とは、属性区分において大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年２回…目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。

エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

＜商品分類表＞

エマージング好配当株オープン　マネー・ポートフォリオ

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）

単位型 追加型	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

※商品分類表の各項目の定義について
追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

＜属性区分表＞
エマージング好配当株オープン　マネー・ポートフォリオ

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （債券　一般）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（債券　一般））

…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて実質的に債券（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券（一般）とは、属性区分において公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年２回…目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

③ファンドの特色

「毎月決算型」、「資産成長型」および「マネー・ポートフォリオ」はスイッチング可能な３つのファンドです。
スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

各ファンド（マネー・ポートフォリオを除く）

1. 新興国の好配当株式に分散投資します。

エマージング好配当株マザーファンドへの投資を通じて、主に新興国の株式の中から配当利回りの水準に着目して、実質的に好配当株式へ分散投資することにより、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指します。

- 主に配当利回りの水準に着目しつつ、ボトムアップアプローチによる個々の企業のファンダメンタルズ分析やバリュエーション等から投資魅力のある銘柄に投資します。
- 株式にはDR（預託証書）も含みます。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- マザーファンドにおける運用指図にかかる権限をウェルズ・キャピタル・マネジメント社へ委託します。

ウェルズ・キャピタル・マネジメント社について

＜本拠地：米国カリフォルニア州サンフランシスコ市＞

- ウェルズ・キャピタル・マネジメント社は、1996年に設立された米国の資産運用会社で、ウェルズ・ファーゴ銀行の100%子会社です。同社は、合併や買収を通じ投資戦略の多様化と運用規模の拡大をはかり、「マルチ・ブティック型」の運用会社として幅広い運用サービスを提供しています。

好配当株式　２つの魅力

値上がり益

好配当企業には、健全な財務内容や好調な企業業績などから、持続的な成長が期待できる企業が多くあります。

配当収益

株式を保有することで企業から還元される収益です。配当収益は長期投資することで大きな魅力となります。

（イメージ図）

現在の配当利回りに着目した「高配当株式」の中で、配当の安定性や成長性、企業の業績動向等により選定した「好配当株式」へ投資します。

2. 新興国の様々な国・地域に投資します。

- 地域、国の分散を考慮して、ポートフォリオを構築します。
- 新興国以外の企業でも主な事業活動を新興国で行っている企業等に投資する場合もあります。

当ファンドの主な投資対象国・地域

アジア			中南米	中東・アフリカ	新興欧州
中国	フィリピン	香港	ブラジル	南アフリカ	チェコ
台湾	マレーシア	インドネシア	メキシコ	トルコ	ロシア
タイ	韓国	等	チリ 等	等	等

※上記以外の国・地域へ投資する場合もあります。また、上記の国・地域すべてに投資するものでもありません。

3. 毎決算時に収益の分配を目指します。

毎月決算型

決算日は毎月8日(休業日の場合は翌営業日)とします。

収益分配のイメージ	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	分配	分配	分配	分配	分配	分配	分配	分配	分配	分配	分配	分配

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資産成長型

決算日は毎年6月、12月の8日(休業日の場合は翌営業日)とします。

収益分配のイメージ	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
						分配						分配

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向、市況動向、投資対象国における非常事態(金融危機、資産凍結などの投資規制の導入、自然災害、政治体制の変更、テロや戦争等の発生等)によっては、上記の運用ができない場合があります。

マネー・ポートフォリオ

1. キャッシュ・マネジメント・マザーファンドへの投資を通じて、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

- 本邦通貨建ての公社債および短期金融商品等に実質的に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。

※当ファンドのお買付は、各ファンド(マネー・ポートフォリオを除く)からスイッチングをした場合に限定します。
※スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

2. 年２回の決算時に収益の分配を目指します。

- 決算日は毎年６月、12月の８日(休業日の場合は翌営業日)とします。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

下記は投資信託における「収益分配金に関する留意事項」を説明するものであり、当ファンドの分配金額や基準価額を示すものではありません。

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

(イメージ図)

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

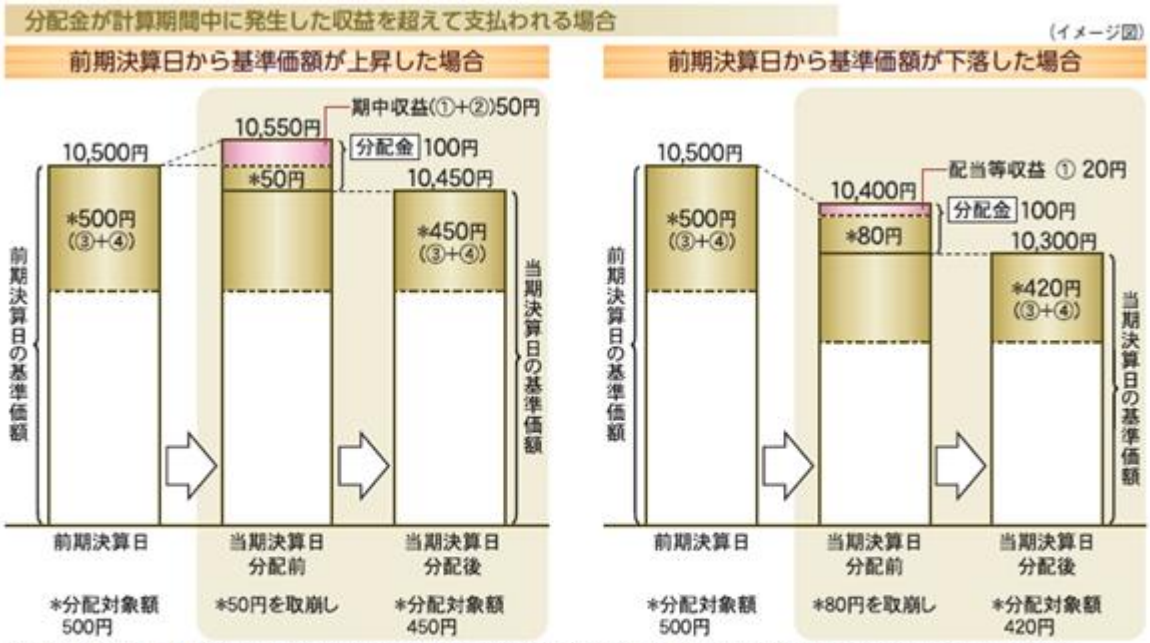

（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

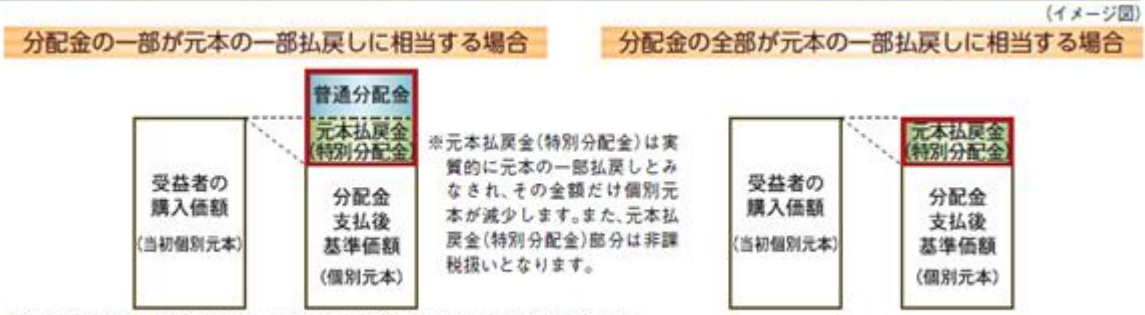

普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

エマージング好配当株マザーファンドの運用プロセス

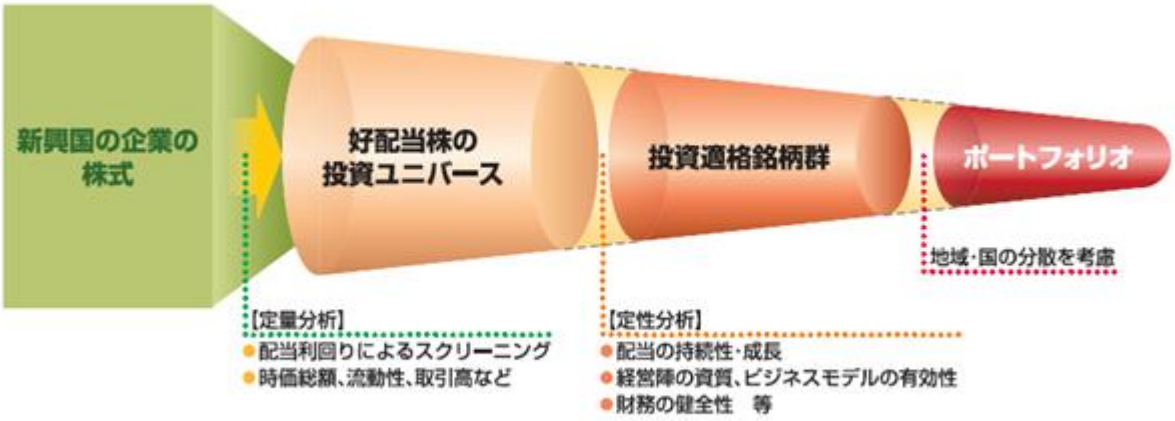

※運用プロセスは将来変更になる場合があります。

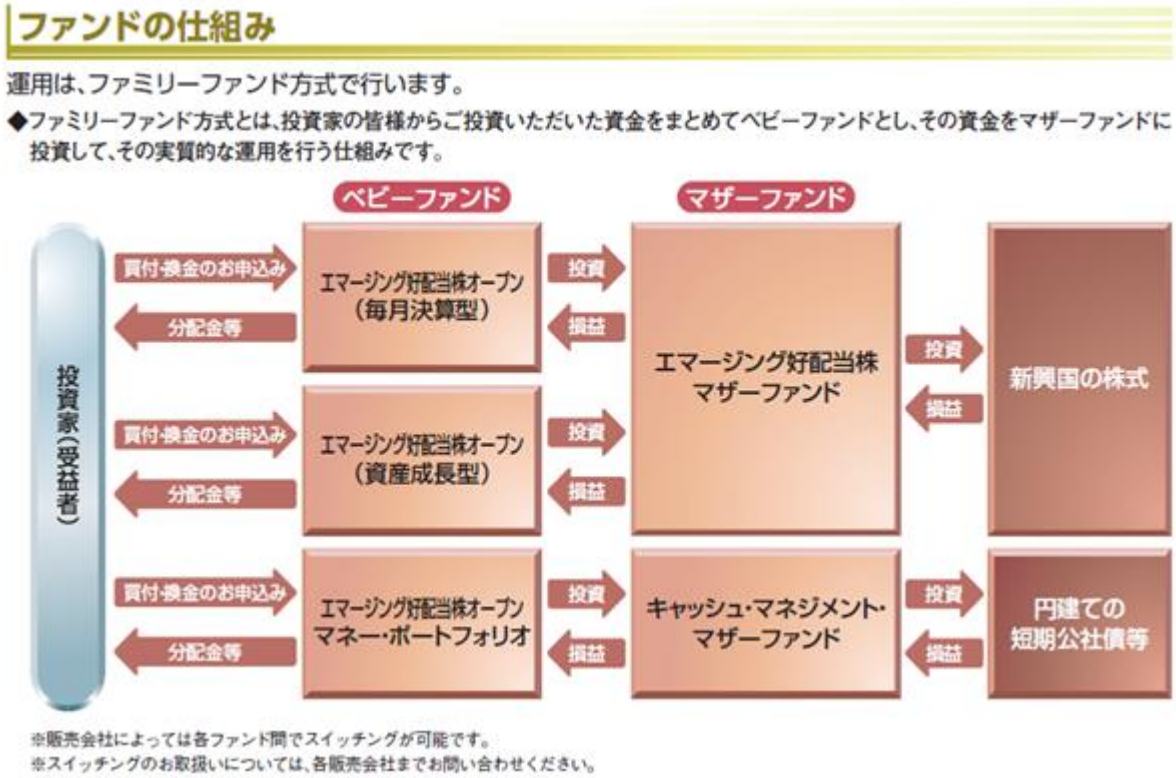

④信託金の限度額

信託金の限度額は、各々につき5,000億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

［毎月決算型／マネー・ポートフォリオ］

平成21年12月28日　信託契約締結
平成21年12月28日　当ファンドの設定・運用開始
平成25年９月25日　「エマージング好配当株オープン」のファンドの名称を「エマージング好配当株オープン（毎月決算型）」へ変更

［資産成長型］

平成25年９月25日　信託契約締結
平成25年９月25日　当ファンドの設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

［各ファンド（マネー・ポートフォリオを除く）］

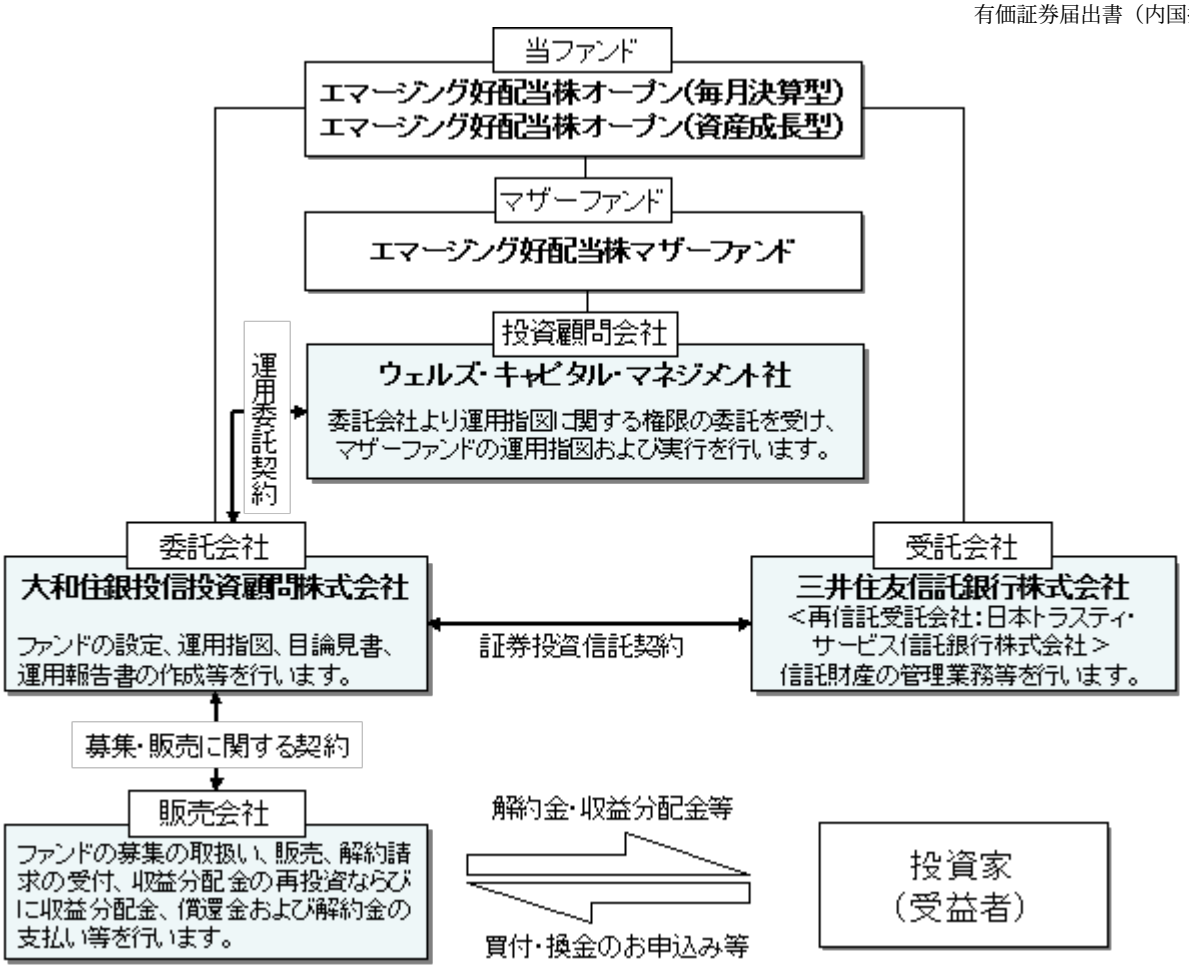

［マネー・ポートフォリオ］

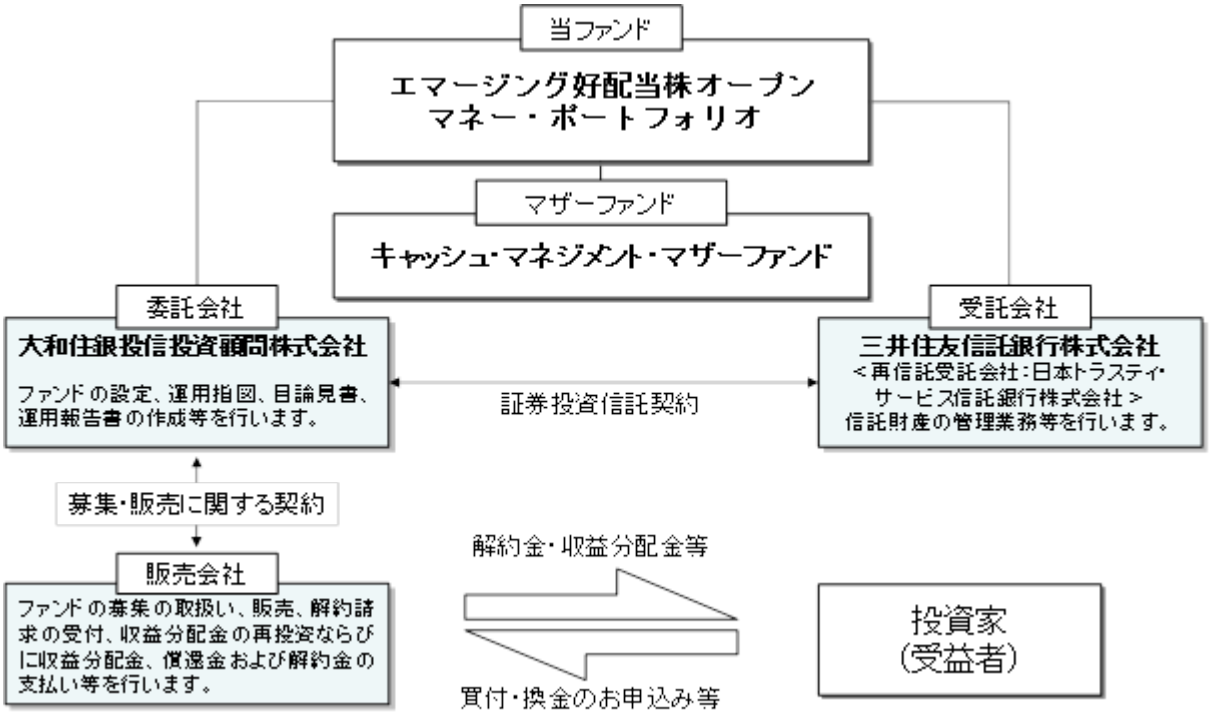

①委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要

関係法人	契約等の概要

受託会社	ファンドの運用方針、投資制限、信託報酬の総額、ファンドの基準価額の算出方法、ファンドの設定・解約等のファンドの運営上必要な事項が規定されている信託契約を締結しています。
販売会社	販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定した契約を締結しています。
投資顧問会社	エマージング好配当株マザーファンドの運用指図にかかる権限等を規定した運用委託契約（投資一任契約）を締結しています。

②委託会社等の概況（平成29年７月末現在）

・資本金の額　　20億円

・会社の沿革　　昭和48年６月１日　大和投資顧問株式会社設立
　　平成11年２月18日　証券投資信託委託業の認可取得
　　平成11年４月１日　住銀投資顧問株式会社及びエス・ビー・アイ・エム投信株式会社と合併し、大和住銀投信投資顧問株式会社へ商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数（株）	比率（%）
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内１－１－２	1,692,500	44.0
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内１－９－１ グラントウキョウ　ノースタワー	1,692,500	44.0
ティー・アール・ピー・エイチ・コーポレーション	アメリカ合衆国21202,メリーランド州ボルチモア　イースト　プラットストリート100	385,000	10.0

２【投資方針】

(１)【投資方針】

［各ファンド（マネー・ポートフォリオを除く）］

①エマージング好配当株マザーファンドへの投資を通じて、信託財産の成長を目指して運用を行います。

②主に新興国の株式の中から配当利回りの水準に着目して、実質的に好配当株式へ分散投資することにより、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指します。

③実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④資金動向、市況動向、投資対象国における非常事態（金融危機、資産凍結などの投資規制の導入、自然災害、政治体制の変更、テロや戦争等の発生等）によっては上記のような運用ができない場合があります。

［マネー・ポートフォリオ］

①キャッシュ・マネジメント・マザーファンドへの投資を通じて、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

②本邦通貨建ての公社債および短期金融商品等に実質的に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。

③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②運用の指図範囲

［各ファンド（マネー・ポートフォリオを除く）］

委託会社は、信託金を、主として大和住銀投信投資顧問株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたエマージング好配当株マザーファンドならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）

18．外国法人が発行する譲渡性預金証書

19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、１の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち１の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２から６までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち２から６までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13の証券および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

［マネー・ポートフォリオ］

委託会社は、信託金を、主として大和住銀投信投資顧問株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたキャッシュ・マネジメント・マザーファンド（以下、エマージング好配当株マザーファンドおよびキャッシュ・マネジメント・マザーファンドを総称して、またはそれぞれを「マザーファンド」ということがあります。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．国債証券
２．地方債証券
３．特別の法律により法人の発行する債券
４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
５．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
６．コマーシャル・ペーパー
７．外国または外国の者の発行する本邦通貨建ての証券で、前各号の証券の性質を有するもの
８．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
９．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
10．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
11．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
12．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
13．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

なお、１から５までの証券および７の証券のうち１から５までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、８および９の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

また、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記１から６までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

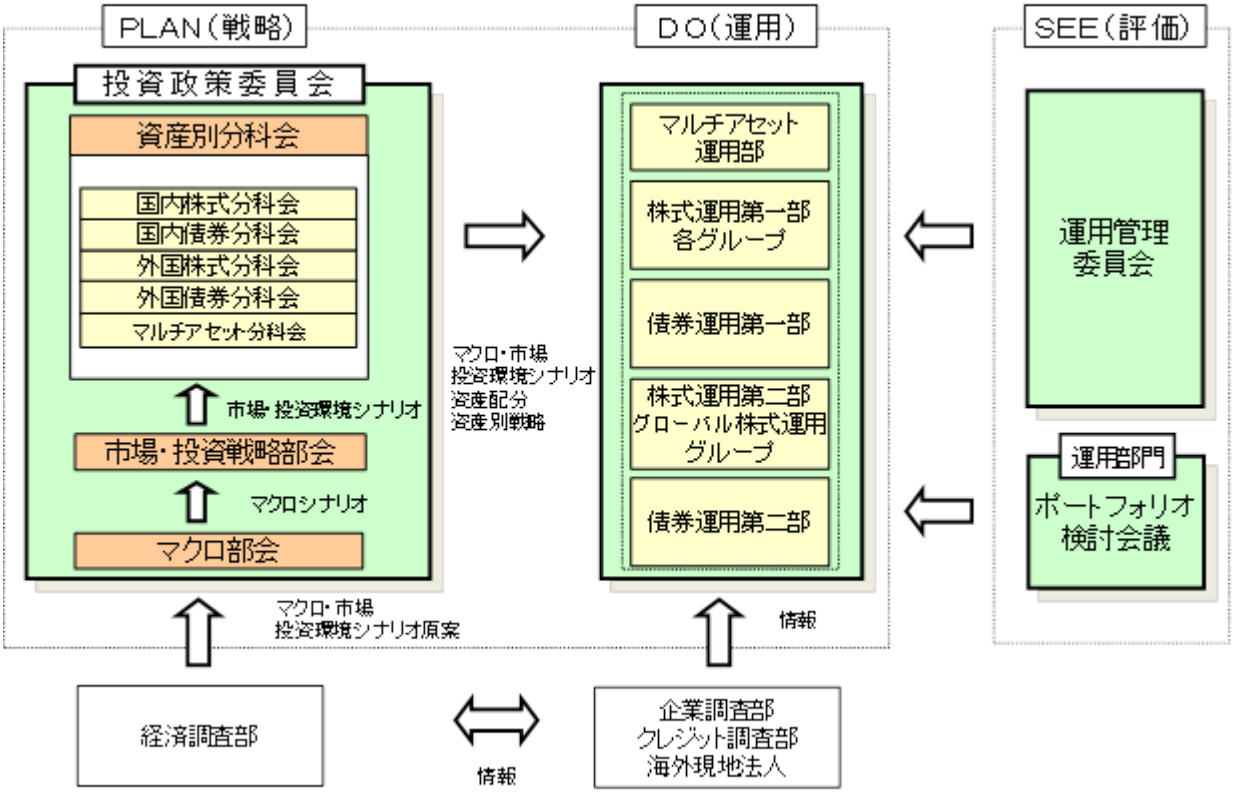

＊当ファンドの運用体制に係る運用部門の人員数は、平成29年７月末現在で約100名です。
＊運用体制および人員数は、今後変更になる場合があります。
＊運用リスク管理体制についての詳細は、後述の「３　投資リスク＜リスクの管理体制＞」に記載しております。
＊当社では、社内業務規程等でファンドの運用におけるファンドマネージャーの権限および責任、また信託財産の適正な運用とリスク管理を行うことを目的として運用に関する基本的事項を定めております。

（４）【分配方針】

①毎決算時※に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

イ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。

ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※毎月決算型は毎月８日（ただし、休業日の場合は翌営業日）、資産成長型およびマネー・ポートフォリオは毎年６月、12月の８日（ただし、休業日の場合は翌営業日）とします。
＊将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

②信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

イ．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その

全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

ハ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の支払いは、次の方法により行います。

イ．収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

※収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して５営業日までに開始します。

ロ．前項の規定にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、信託約款に定める各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

ハ．上記イ．に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

（５）【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

①信託約款に定める投資制限

［各ファンド（マネー・ポートフォリオを除く）］

イ．株式等への投資制限

(イ)株式への実質投資割合には、制限を設けません。

＊実質投資割合とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得たものをいいます。以下同じです。

(ロ)委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

＊信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じです。

ロ．投資する株式等の範囲

(イ)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所※に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

※金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

(ロ)前記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ハ．同一銘柄の株式等への投資制限

(イ)委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ)委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ニ．投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドおよび取引所上場の投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（取引所上場の投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

ホ．信用取引の運用指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ)前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により前項の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ヘ．先物取引等の運用指図・目的・範囲

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

(ロ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(ハ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ト．スワップ取引の運用指図・目的・範囲

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ニ)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

チ．金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(ロ)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ニ)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(ホ)金利先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(ヘ)為替先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本項において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

リ．同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ヌ．有価証券の貸付の指図および範囲

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

(ａ)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。

(ｂ)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。

(ロ)前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ル．公社債の空売りの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済につい

ては、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ)前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ヲ．公社債の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産から支弁するものとします。

ワ．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

なお、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

カ．外国為替予約の指図および範囲

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(ロ)前(イ)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(ハ)前(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

ヨ．デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

タ．資金の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券

等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

(ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

レ．受託会社による資金の立替え

(イ)信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

(ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

(ハ)前(イ)および前(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

［マネー・ポートフォリオ］

イ．株式への投資制限

株式への実質投資は行いません。

ロ．投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

ハ．先物取引等の運用指図・目的・範囲

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

(ロ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ．スワップ取引の運用指図・目的・範囲

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ニ)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ．金利先渡取引の運用指図・目的・範囲

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(ロ)金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ニ)委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ヘ．同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ト．有価証券の貸付の指図および範囲

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

(ａ)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。

(ロ)前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

チ．公社債の空売りの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ)前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

リ．公社債の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

ヌ．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資は行いません。

ル．デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、選択権付債券売買を含みます。）については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

ヲ．資金の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％の範囲内とします。

(ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ワ．受託会社による資金の立替え

(イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

(ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

(ハ)前(イ)および前(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

②法令による投資制限

デリバティブ取引等に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（参考）マザーファンドの投資方針

エマージング好配当株マザーファンドの信託約款の運用の基本方針の概要

(１)運用の基本方針

当ファンドは、信託財産の成長を目指して運用を行います。

(２)運用方法

①投資対象

世界の新興国の株式を主要投資対象とします。

②投資態度

イ．主に新興国の株式の中から配当利回りの水準に着目して、好配当株式へ分散投資することにより、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指します。

ロ．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ハ．運用指図にかかる権限をウェルズ・キャピタル・マネジメント社へ委託します。
ニ．資金動向、市況動向、投資対象国における非常事態（金融危機、資産凍結などの投資規制の導入、自然災害、政治体制の変更、テロや戦争等の発生等）によっては上記のような運用ができない場合があります。

(３)運用の指図

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）
ハ．金銭債権
ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

②委託会社（信託約款に規定する委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．コマーシャル・ペーパー
11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、１の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち１の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２から６までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち２から６までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13の証券および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記③の１から６までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(４)主な投資制限

①株式への投資割合には、制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以内とします。

③同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑤同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑥投資信託証券（取引所上場の投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。

⑦外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

⑧有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

ハ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑨スワップ取引は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩金利先渡取引および為替先渡取引は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

（参考）マザーファンドの投資方針
キャッシュ・マネジメント・マザーファンドの信託約款の運用の基本方針の概要

(１)運用の基本方針

当ファンドは、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

(２)運用方法

①投資対象

本邦貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。

②投資態度

イ．本邦貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。

ロ．資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

(３)運用の指図

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．国債証券
２．地方債証券
３．特別の法律により法人の発行する債券
４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限ります。）
５．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
６．コマーシャル・ペーパー
７．外国または外国の者の発行する本邦通貨建ての証券で、前各号の証券の性質を有するもの
８．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
９．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
10．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
11．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

なお、１から５までの証券および７の証券のうち１から５までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記③の１から６までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(４)主な投資制限

①株式への投資は行いません。

②同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

③外貨建資産への投資は行いません。

④有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑤スワップ取引は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑥金利先渡取引は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ．委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

3【投資リスク】

＜当ファンドの有するリスク＞

□各ファンド（マネー・ポートフォリオを除く）は、マザーファンドを通じて、実質的に株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産は、為替の変動による影響も受けます。また、マネー・ポートフォリオは、マザーファンドを通じて、実質的に債券など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、各ファンドともに投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
□信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
□投資信託は預貯金と異なります。
□当ファンドの投資目的は確実に達成されるものではなく、元本および元本からの収益を確保する保証はありません。
□投資家の皆様におかれましては、当ファンドの内容とリスクを十分ご理解のうえお申込みくださいますよう、よろしくお願いいたします。

＜基準価額の変動要因＞

基準価額を変動させる要因として主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

［各ファンド（マネー・ポートフォリオを除く）］

(１)価格変動リスク

当ファンドは、マザーファンドを通じて、実質的に株式等の値動きのある有価証券等に投資します。実質的な投資対象である有価証券等の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(２)株価変動に伴うリスク

株価は、発行企業の業績や市場での需給等の影響を受け変動します。また、発行企業の信用状況にも影響されます。これらの要因により、株価が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(３)外国証券投資のリスク

＜為替リスク＞

当ファンドは、マザーファンドを通じて外貨建資産に投資するため、為替変動のリスクが生じます。また、当ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、その資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

＜カントリーリスク＞

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(４)新興国への投資のリスク

新興国は、先進国と比べて経済状況が脆弱であるとされ、政治・経済および社会情勢が著しく変化する可能性があります。想定される変化としては、次のようなものがあります。

・政治体制の変化
・社会不安の高まり
・他国との外交関係の悪化
・海外からの投資に対する規制
・海外との資金移動の規制

さらに、新興国は、先進国と比べて法制度やインフラが未発達で、情報開示の制度や習慣等が異なる場合があります。この結果、投資家の権利が迅速かつ公正に実現されず、投資資金の回収が困難になる場合や投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない可能性があります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(５)信用リスク

株式の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の株価は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(６)流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(７)繰上償還について

当ファンドは、各々につき信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。

(８)ファミリーファンド方式に関わる基準価額の変動について

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。当ファンドや当ファンドの投資対象となるマザーファンドに投資する他のベビーファンドで解約申込みがあった際に、マザーファンドに属する有価証券を売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模、市場動向によっては当該売却により市場実勢が押し下げられ、当初期待されていた価格で売却できないこともあります。この際に、当ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(９)換金請求の受付に関する留意点

取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止することがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

(10)クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(11)法令・税制・会計等の変更可能性について

法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

(12)その他

委託会社と投資顧問会社（ウェルズ・キャピタル・マネジメント社）との合意等により、各ファンド（マネー・ポートフォリオを除く）が投資対象とするエマージング好配当株マザーファンドの運用指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

［マネー・ポートフォリオ］

(１)流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(２)金利変動に伴うリスク

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

(３)信用リスク

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延（デフォルト）が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(４)繰上償還について

当ファンドは、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。

(５)ファミリーファンド方式に関わる基準価額の変動について

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。当ファンドや当ファンドの投資対象となるマザーファンドに投資する他のベビーファンドで解約申込みがあった際に、マザーファンドに属する有価証券を売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模、市場動向によっては当該売却により市場実勢が押し下げられ、当初期待されていた価格で売却できないこともあります。この際に、当ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(６)換金請求の受付に関する留意点

取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止することがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

(７)クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(８)法令・税制・会計等の変更可能性について

法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

＜リスクの管理体制＞

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。

名称および人員数	内容
◆運用管理委員会 （20名程度）	ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定します。
◆リスク管理委員会 （14名程度）	運用リスクを除く経営リスクを適時、的確に把握し、適切な具体的措置を講じ、リスクの軽減・管理に努めます。
◆監査部 （４名程度）	取締役会直轄として、各部室の業務が適正な内部管理態勢のもと、法令等に従って行われているかを点検します。
◆コンプライアンス・オフィサー （１名）	コンプライアンスの観点から各部室の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。
◆法務コンプライアンス部 （５名程度）	社内規則の制定・改廃の点検を行うほか、インサイダー情報の管理や広報内容のチェック等、法令違反等を未然に防止するために日常的な活動を行います。
◆プロダクト管理部 （14名程度）	約定内容と取引報告書を照合する等、発注業務の監視および約定価格の妥当性を点検します。
◆運用審査室 （７名程度）	ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行います。
◆トレーディング部 （16名程度）	有価証券の売買発注は、トレーディング部が最良執行の観点を踏まえて行います。

※運用リスクの管理は、以下の体制で行います。

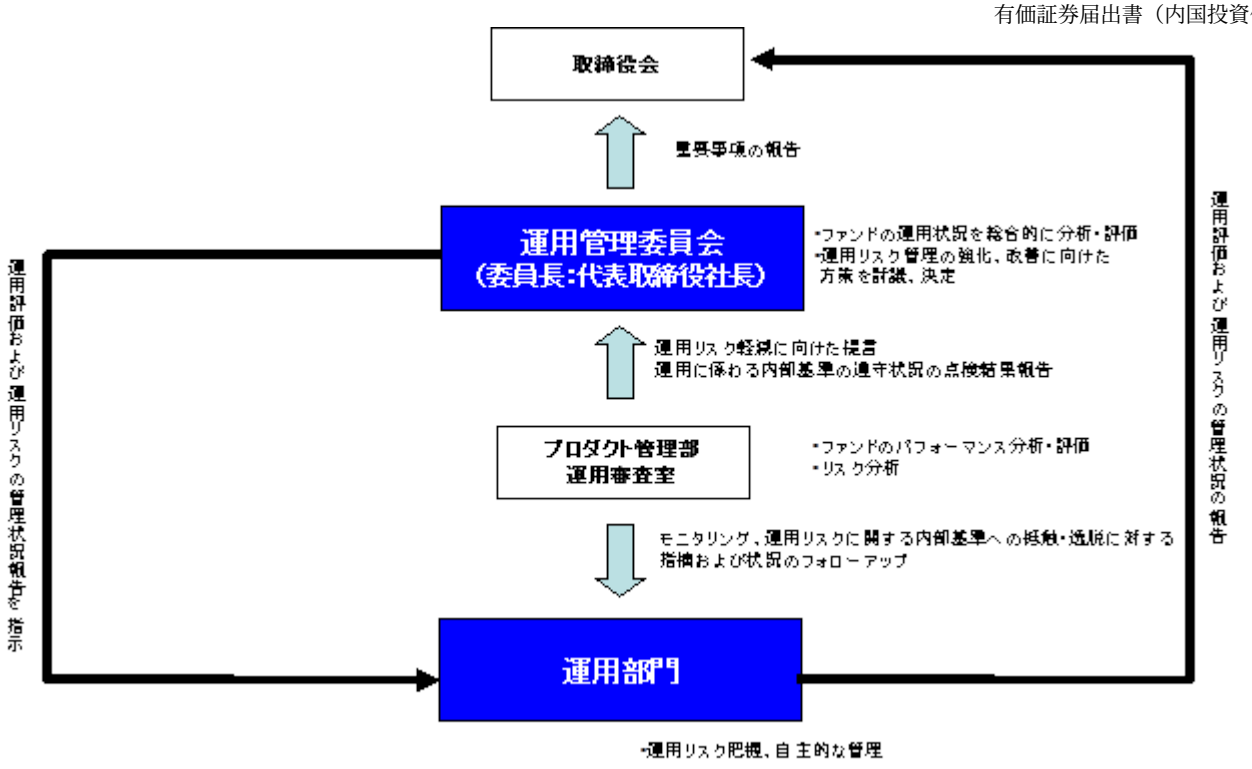

＊リスクの管理体制は、今後変更になる場合があります。

＜参考情報＞

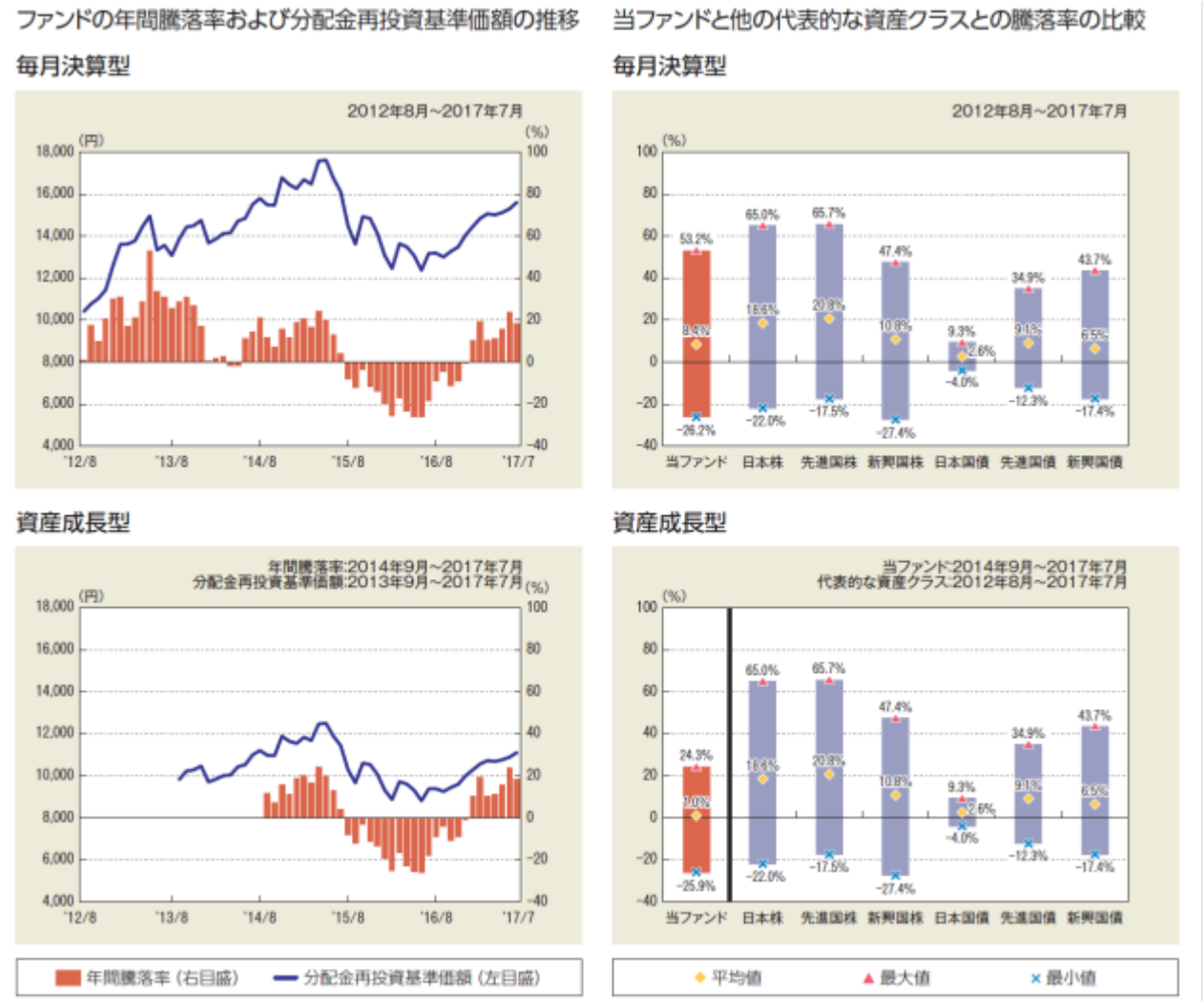

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

マネー・ポートフォリオ

年間騰落率（右目盛）　分配金再投資基準価額（左目盛）

※年間騰落率は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。
※年間騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

マネー・ポートフォリオ

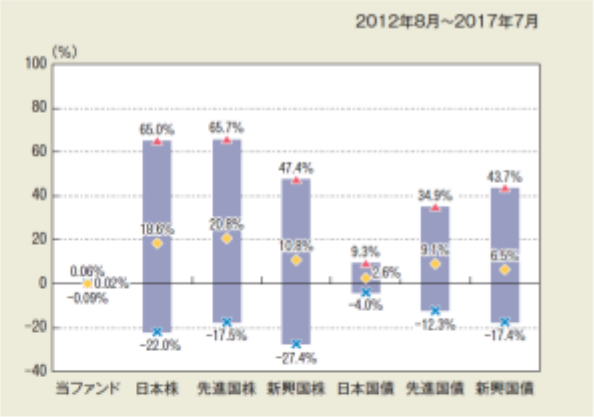

平均値　最大値　最小値

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
(注)「資産成長型」のグラフにおいて、当ファンドと代表的な資産クラスのデータの期間が異なりますので、ご留意ください。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名	権利者
日本株	TOPIX（配当込み）	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村證券株式会社
先進国債	シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）	Citigroup Index LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円ベース）	J.P.Morgan Securities LLC

(注)上記指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利は、各権利者に帰属します。各権利者は、当ファンドの運用に関して一切の責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

［各ファンド（マネー・ポートフォリオを除く）］

申込手数料は、申込価額（発行価格）に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.24%（税抜3.0%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

各ファンド（マネー・ポートフォリオを除く）の申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

※申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

※分配金自動再投資型において収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

※申込手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売の事務等の対価です。

［マネー・ポートフォリオ］

ありません。

※マネー・ポートフォリオへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

※スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

［各ファンド（マネー・ポートフォリオを除く）］

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.8684%（税抜1.73%）を乗じて得た金額とします。委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は以下の表のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.90%（税抜）	年率0.75%（税抜）	年率0.08%（税抜）

※エマージング好配当株マザーファンドでは信託報酬は収受されませんので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は上記と同じです。

※上記の委託会社、販売会社および受託会社の間の信託報酬の配分はそれぞれ「ファンドの運用等の対価」、「購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価」および「運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価」です。

［マネー・ポートフォリオ］

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、各月の前月の最終５営業日間の無担保コール翌日物レートの平均値（以下「コールレート」といいます。）に応じて、信託財産の純資産総額に年率0.648%（税抜0.60%）以内の率を乗じて得た金額とし、当該月の第１営業日の計上分より適用します。

委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は以下の表のとおりです。

コールレート	委託会社	販売会社	受託会社	合計
1.00%以上	年率0.27%（税抜）	年率0.27%（税抜）	年率0.06%（税抜）	年率0.60%（税抜）
1.00%未満	純資産総額に右記の率を乗じて得た額を下記の比率で配分します。 45%	45%	10%	コールレートに0.60を乗じて得た率（税抜）

※キャッシュ・マネジメント・マザーファンドでは信託報酬は収受されませんので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は上記と同じです。

※上記の委託会社、販売会社および受託会社の間の信託報酬の配分はそれぞれ「ファンドの運用等の対価」、「購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価」および「運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価」です。

①信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

②信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します（税額は、税法改正時には変更となります。）。

③信託報酬の販売会社への配分は、委託会社が一旦信託財産から収受した後、各販売会社毎の取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額がかかります。

④各ファンド（マネー・ポートフォリオを除く）の委託会社の報酬には、エマージング好配当株マザーファンドの運用指図に関する権限の委託先であるウェルズ・キャピタル・マネジメント社への投資顧問報酬が含まれます。なお、投資顧問報酬の額は、各ファンド（マネー・ポートフォリオを除く）の信託財産に属するエマージング好配当株マザーファンドの時価総額に対して、年10,000分の55以内の率を乗じて得た金額とし、委託会社が報酬を受け取った後、当該報酬から支弁するものとします。

(4)【その他の手数料等】

①組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引・コール取引等に要する費用および外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

※有価証券の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用などについては、取引または請求のつど、信託財産で負担することになります。これらの費用および当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおける信託財産で間接的にご負担いただく費用は、事前に計算できないため、その総額や計算方法等を具体的に記載しておりません。

②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸経費、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し次に掲げる率を乗じて得た額とし、毎月決算型は各特定期末（毎年６月、12月に属する計算期末）または信託終了時に、資産成長型およびマネー・ポートフォリオは各計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

各ファンド（マネー・ポートフォリオを除く）	年率0.01296%（税抜0.0120%）以内の率
マネー・ポートフォリオ	年率0.00648%（税抜0.0060%）以内の率

また、委託会社は信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。

④信託財産留保額はありません。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法等が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

①個人の受益者に対する課税

・収益分配金の課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税５%）の税率※で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（当ファンドは、配当控除の適用がありません。）を選択することができます。

・解約時および償還時の課税

譲渡益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税５%）の税率※が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。

※所得税については、平成25年１月１日から平成49年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

＜損益通算について＞

解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）との相殺が可能です。当該相殺後の譲渡損失については、確定申告により、上場株式等の配当所得等（配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算が可能です。

また、源泉徴収選択口座内においても、解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）と相殺され、当該相殺後の譲渡損失については、上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。

※上場株式等には、取引所に上場されている株式等、公募株式等証券投資信託、公募公社債投資信託および特定公社債が含まれます。

＜少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」について＞

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」の適用対象です。ＮＩＳＡをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が５年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得等や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方※で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※20歳未満の方を対象とした「ジュニアＮＩＳＡ」もあります。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率※で源泉徴収されます。

※所得税については、平成25年１月１日から平成49年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

＜益金不算入制度について＞
当ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

（参考）
＜個別元本について＞
・追加型証券投資信託を保有する受益者毎の取得元本（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が個別元本にあたります。

・受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取型」と「分配金自動再投資型」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照）。

＜収益分配金の課税について＞
収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。
受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を下回っている場合は、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

＊上記の内容は平成29年７月末現在のものですので、税法等が変更・改正された場合には、変更になることがあります。
＊課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【エマージング好配当株オープン（毎月決算型）】
（１）【投資状況】
（平成29年７月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （エマージング好配当株マザーファンド）	日本	270,054,849	100.13%

コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	△357,057	△0.13%
純資産総額	269,697,792	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（平成29年７月末現在）

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国･地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	エマージング好配当株マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 ―	150,834,925	1.7726 267,375,530	1.7904 270,054,849	― ―	100.13%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
親投資信託受益証券	100.13%
合計	100.13%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

（平成29年７月末現在）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

（平成29年７月末現在）

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		１口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （平成21年12月28日）	173	―	1.0000	―
第１特定期間末 （平成22年６月８日）	1,866	1,877	0.9611	0.9671
第２特定期間末 （平成22年12月８日）	1,586	1,617	1.0906	1.1086
第３特定期間末 （平成23年６月８日）	1,741	1,815	1.0655	1.1235
第４特定期間末 （平成23年12月８日）	1,150	1,177	0.8971	0.9151
第５特定期間末 （平成24年６月８日）	899	919	0.8897	0.9077
第６特定期間末 （平成24年12月10日）	923	940	1.0347	1.0527
第７特定期間末 （平成25年６月10日）	950	964	1.2175	1.2355
第８特定期間末 （平成25年12月９日）	673	685	1.2396	1.2576
第９特定期間末 （平成26年６月９日）	534	542	1.2647	1.2827
第10特定期間末 （平成26年12月８日）	518	525	1.4051	1.4231
第11特定期間末 （平成27年６月８日）	423	429	1.4278	1.4458
第12特定期間末 （平成27年12月８日）	310	331	1.1257	1.1977
第13特定期間末 （平成28年６月８日）	284	304	0.9326	1.0046
平成28年７月末日	272	―	0.9381	―
平成28年８月末日	262	―	0.9367	―
平成28年９月末日	256	―	0.9217	―
平成28年10月末日	254	―	0.9388	―
平成28年11月末日	257	―	0.9519	―
第14特定期間末 （平成28年12月８日）	263	266	0.9749	0.9869

平成28年12月末日	263	－	0.9895	－
平成29年１月末日	269	－	1.0163	－
平成29年２月末日	274	－	1.0416	－
平成29年３月末日	274	－	1.0552	－
平成29年４月末日	272	－	1.0493	－
平成29年５月末日	272	－	1.0550	－
第15特定期間末 （平成29年６月８日）	271	274	1.0488	1.0608
平成29年６月末日	273	－	1.0654	－
平成29年７月末日	269	－	1.0852	－

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

②【分配の推移】

期間	１口当りの分配金（円）
第１特定期間（平成21年12月28日～平成22年６月８日）	0.0060
第２特定期間（平成22年６月９日～平成22年12月８日）	0.0180
第３特定期間（平成22年12月９日～平成23年６月８日）	0.0580
第４特定期間（平成23年６月９日～平成23年12月８日）	0.0180
第５特定期間（平成23年12月９日～平成24年６月８日）	0.0180
第６特定期間（平成24年６月９日～平成24年12月10日）	0.0180
第７特定期間（平成24年12月11日～平成25年６月10日）	0.0180
第８特定期間（平成25年６月11日～平成25年12月９日）	0.0180
第９特定期間（平成25年12月10日～平成26年６月９日）	0.0180
第10特定期間（平成26年６月10日～平成26年12月８日）	0.0180
第11特定期間（平成26年12月９日～平成27年６月８日）	0.0180
第12特定期間（平成27年６月９日～平成27年12月８日）	0.0720
第13特定期間（平成27年12月９日～平成28年６月８日）	0.0720
第14特定期間（平成28年６月９日～平成28年12月８日）	0.0120
第15特定期間（平成28年12月９日～平成29年６月８日）	0.0120

③【収益率の推移】

期間	収益率
第１特定期間（平成21年12月28日～平成22年６月８日）	△3.3%
第２特定期間（平成22年６月９日～平成22年12月８日）	15.3%
第３特定期間（平成22年12月９日～平成23年６月８日）	3.0%
第４特定期間（平成23年６月９日～平成23年12月８日）	△14.1%
第５特定期間（平成23年12月９日～平成24年６月８日）	1.2%
第６特定期間（平成24年６月９日～平成24年12月10日）	18.3%
第７特定期間（平成24年12月11日～平成25年６月10日）	19.4%
第８特定期間（平成25年６月11日～平成25年12月９日）	3.3%
第９特定期間（平成25年12月10日～平成26年６月９日）	3.5%
第10特定期間（平成26年６月10日～平成26年12月８日）	12.5%
第11特定期間（平成26年12月９日～平成27年６月８日）	2.9%
第12特定期間（平成27年６月９日～平成27年12月８日）	△16.1%
第13特定期間（平成27年12月９日～平成28年６月８日）	△10.8%
第14特定期間（平成28年６月９日～平成28年12月８日）	5.8%
第15特定期間（平成28年12月９日～平成29年６月８日）	8.8%

（注）収益率＝（当特定期末分配付基準価額－前特定期末分配落基準価額）÷前特定期末分配落基準価額×100

（４）【設定及び解約の実績】

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第１特定期間（平成21年12月28日～平成22年６月８日）	2,033,323,193	90,753,971
第２特定期間（平成22年６月９日～平成22年12月８日）	123,659,391	611,986,206
第３特定期間（平成22年12月９日～平成23年６月８日）	739,135,092	559,435,729
第４特定期間（平成23年６月９日～平成23年12月８日）	142,296,396	493,606,137
第５特定期間（平成23年12月９日～平成24年６月８日）	100,150,019	372,109,044
第６特定期間（平成24年６月９日～平成24年12月10日）	60,765,964	179,332,505
第７特定期間（平成24年12月11日～平成25年６月10日）	197,626,020	309,319,949
第８特定期間（平成25年６月11日～平成25年12月９日）	15,128,364	251,942,629
第９特定期間（平成25年12月10日～平成26年６月９日）	9,935,114	131,099,211
第10特定期間（平成26年６月10日～平成26年12月８日）	11,594,720	65,170,819
第11特定期間（平成26年12月９日～平成27年６月８日）	6,417,288	78,563,022
第12特定期間（平成27年６月９日～平成27年12月８日）	17,096,962	37,668,764
第13特定期間（平成27年12月９日～平成28年６月８日）	55,297,478	26,825,897
第14特定期間（平成28年６月９日～平成28年12月８日）	13,280,639	47,782,847
第15特定期間（平成28年12月９日～平成29年６月８日）	6,182,534	17,754,930

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【エマージング好配当株オープン（資産成長型）】

（１）【投資状況】

（平成29年７月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （エマージング好配当株マザーファンド）	日本	36,622,019	100.27%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		△97,904	△0.27%
純資産総額		36,524,115	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（平成29年７月末現在）

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国･地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	エマージング好配当株マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 ―	20,454,658	1.7232 35,248,709	1.7904 36,622,019	― ―	100.27%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
親投資信託受益証券	100.27%
合計	100.27%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

（平成29年７月末現在）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

（平成29年７月末現在）

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		１口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （平成25年９月25日）	1	―	1.0000	―
第１計算期間末 （平成25年12月９日）	9	―	1.0326	―
第２計算期間末 （平成26年６月９日）	23	―	1.0687	―
第３計算期間末 （平成26年12月８日）	24	―	1.2025	―
第４計算期間末 （平成27年６月８日）	41	―	1.2399	―
第５計算期間末 （平成27年12月８日）	41	―	1.0394	―
第６計算期間末 （平成28年６月８日）	29	―	0.9309	―
平成28年７月末日	30	―	0.9382	―
平成28年８月末日	30	―	0.9385	―
平成28年９月末日	30	―	0.9252	―
平成28年10月末日	31	―	0.9444	―
平成28年11月末日	33	―	0.9596	―
第７計算期間末 （平成28年12月８日）	33	―	0.9849	―
平成28年12月末日	34	―	0.9998	―
平成29年１月末日	34	―	1.0289	―
平成29年２月末日	33	―	1.0568	―
平成29年３月末日	34	―	1.0727	―
平成29年４月末日	34	―	1.0688	―
平成29年５月末日	35	―	1.0766	―
第８計算期間末 （平成29年６月８日）	35	―	1.0723	―
平成29年６月末日	35	―	1.0892	―

平成29年７月末日	36	－	1.1115	－

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

②【分配の推移】
該当事項はありません。

③【収益率の推移】

期間	収益率
第１期（平成25年９月25日～平成25年12月９日）	3.3%
第２期（平成25年12月10日～平成26年６月９日）	3.5%
第３期（平成26年６月10日～平成26年12月８日）	12.5%
第４期（平成26年12月９日～平成27年６月８日）	3.1%
第５期（平成27年６月９日～平成27年12月８日）	△16.2%
第６期（平成27年12月９日～平成28年６月８日）	△10.4%
第７期（平成28年６月９日～平成28年12月８日）	5.8%
第８期（平成28年12月９日～平成29年６月８日）	8.9%

（注）収益率＝（当計算期末分配付基準価額－前計算期末分配落基準価額）÷前計算期末分配落基準価額×100

（４）【設定及び解約の実績】

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第１期（平成25年９月25日～平成25年12月９日）	9,181,135	176,962
第２期（平成25年12月10日～平成26年６月９日）	14,563,822	1,749,250
第３期（平成26年６月10日～平成26年12月８日）	5,057,113	6,619,800
第４期（平成26年12月９日～平成27年６月８日）	14,998,382	1,541,064
第５期（平成27年６月９日～平成27年12月８日）	7,809,726	1,907,760
第６期（平成27年12月９日～平成28年６月８日）	3,983,207	11,453,798
第７期（平成28年６月９日～平成28年12月８日）	3,363,171	1,045,476
第８期（平成28年12月９日～平成29年６月８日）	1,922,492	3,506,465

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

（参考）マザーファンドの運用状況

エマージング好配当株マザーファンド
（１）投資状況
（平成29年７月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
株式	中国	45,692,717	14.90%
	韓国	37,584,596	12.26%
	香港	28,990,521	9.45%
	ブラジル	28,855,166	9.41%
	インド	28,708,679	9.36%
	台湾	28,237,102	9.21%
	インドネシア	14,803,828	4.83%
	マレーシア	12,038,539	3.93%
	南アフリカ	11,726,459	3.82%
	メキシコ	8,460,984	2.76%
	タイ	8,003,415	2.61%
	フィリピン	7,617,778	2.48%
	ケイマン諸島	6,912,819	2.25%
	ロシア	4,007,132	1.31%
	シンガポール	3,870,832	1.26%
	ルクセンブルグ	3,578,010	1.17%
	トルコ	3,459,981	1.13%
	ハンガリー	2,610,066	0.85%
	チリ	2,578,723	0.84%
	アルゼンチン	2,264,416	0.74%
	ジャージィー	1,591,086	0.52%
	ポーランド	1,558,973	0.51%
	バミューダ	468,833	0.15%
投資証券	アメリカ	1,444,139	0.47%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		11,616,973	3.79%
純資産総額		306,681,767	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）投資資産
① 投資有価証券の主要銘柄
（平成29年７月末現在）
イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	CHINA CONSTRUCTION BANK-H 中国	株式 銀行	99,000	83 8,250,971	91 9,050,688	－ －	2.95%
2	HON HAI PRECISION INDUSTRY 台湾	株式 テクノロジー・ハードウェアおよび機器	18,930	314 5,953,920	428 8,118,603	－ －	2.65%
3	IND & COMM BK OF CHINA-H 中国	株式 銀行	103,000	68 7,069,575	76 7,888,213	－ －	2.57%
4	HANA FINANCIAL GROUP 韓国	株式 銀行	1,463	3,345 4,895,108	4,968 7,269,529	－ －	2.37%
5	KB FINANCIAL GROUP INC 韓国	株式 銀行	1,132	4,204 4,759,056	5,754 6,514,116	－ －	2.12%
6	TELEKOMUNIKASI INDONESIA PER インドネシア	株式 電気通信サービス	164,900	33 5,594,705	39 6,432,749	－ －	2.10%
7	SEMIRARA MINING AND POWER CO フィリピン	株式 エネルギー	16,880	318 5,378,207	376 6,358,763	－ －	2.07%
8	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC 台湾	株式 半導体・半導体製造装置	8,000	666 5,332,927	777 6,219,600	－ －	2.03%
9	CHINA POWER INTERNATIONAL 香港	株式 公益事業	161,000	40 6,516,104	37 6,028,564	－ －	1.97%
10	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST 香港	株式 不動産	16,000	335 5,364,963	373 5,968,512	－ －	1.95%
11	CHINA MOBILE LTD 香港	株式 電気通信サービス	5,000	1,186 5,930,585	1,179 5,895,742	－ －	1.92%
12	TENCENT HOLDINGS LTD ケイマン諸島	株式 ソフトウェア・サービス	1,300	2,687 3,493,783	4,306 5,598,871	－ －	1.83%
13	NASPERS LTD-N SHS 南アフリカ	株式 メディア	225	16,419 3,694,460	24,169 5,438,238	－ －	1.77%
14	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD 韓国	株式 テクノロジー・ハードウェアおよび機器	22	174,010 3,828,228	234,501 5,159,035	－ －	1.68%
15	LG CHEM LTD 韓国	株式 素材	144	23,960 3,450,355	31,718 4,567,478	－ －	1.49%
16	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H 中国	株式 エネルギー	52,000	78 4,092,613	83 4,357,126	－ －	1.42%
17	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L 香港	株式 消費者サービス	6,000	575 3,453,790	677 4,065,201	－ －	1.33%
18	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS シンガポール	株式 電気通信サービス	11,900	307 3,658,249	325 3,870,832	－ －	1.26%
19	HDFC BANK LIMITED インド	株式 銀行	1,254	2,044 2,563,386	3,076 3,858,313	－ －	1.26%
20	BEIJING CAPITAL INTL AIRPO-H 中国	株式 運輸	22,000	113 2,504,367	173 3,823,578	－ －	1.25%
21	S-OIL CORP 韓国	株式 エネルギー	321	8,229 2,641,560	11,194 3,593,530	－ －	1.17%
22	ICICI BANK LTD インド	株式 銀行	6,959	406 2,831,655	512 3,565,370	－ －	1.16%
23	BANCO BRADESCO SA-PREF ブラジル	株式 銀行	3,250	922 2,997,801	1,048 3,406,300	－ －	1.11%
24	SK TELECOM 韓国	株式 電気通信サービス	123	22,733 2,796,195	27,201 3,345,772	－ －	1.09%
25	KOREA ELECTRIC POWER CORP 韓国	株式 公益事業	722	4,282 3,092,011	4,414 3,186,972	－ －	1.04%
26	MARUTI SUZUKI INDIA LTD インド	株式 自動車・自動車部品	233	8,851 2,062,470	13,200 3,075,758	－ －	1.00%
27	ITAUSA-INVESTIMENTOS ITAU-PR ブラジル	株式 銀行	9,279	294 2,735,021	325 3,020,548	－ －	0.98%
28	RELIANCE INDUSTRIES LTD インド	株式 エネルギー	1,033	1,728 1,785,570	2,758 2,849,425	－ －	0.93%
29	SHANGHAI FOSUN PHARMACEUTI-H	株式	7,000	340	401	－	0.92%

	中国	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス		2,383,731	2,813,989	－	
30	PETROLEO BRASIL-SP PREF ADR ブラジル	株式 エネルギー	2,880	1,028 2,961,970	921 2,653,696	－ －	0.87%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
株式	95.74%
投資証券	0.47%
合計	96.21%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

業種別	投資比率
（海外）	
銀行	21.75%
電気通信サービス	8.25%
エネルギー	8.13%
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.92%
公益事業	5.89%
資本財	5.23%
運輸	4.75%
素材	4.55%
保険	4.08%
不動産	3.32%
半導体・半導体製造装置	3.21%
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.03%
自動車・自動車部品	2.67%
ソフトウェア・サービス	2.44%
食品・飲料・タバコ	2.35%
消費者サービス	2.32%
メディア	2.24%
各種金融	1.97%
食品・生活必需品小売り	1.11%
耐久消費財・アパレル	0.96%
家庭用品・パーソナル用品	0.55%
小売	0.55%
商業・専門サービス	0.47%
小計	95.74%
合計	95.74%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件
（平成29年７月末現在）
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
（平成29年７月末現在）
該当事項はありません。

【エマージング好配当株オープン　マネー・ポートフォリオ】
（１）【投資状況】
（平成29年７月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （キャッシュ・マネジメント・マザーファンド）	日本	2,461,570	100.00%
純資産総額		2,461,570	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）【投資資産】
①【投資有価証券の主要銘柄】
（平成29年７月末現在）
イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率

1	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 ―	2,418,758	1.0176 2,461,542	1.0177 2,461,570	― ―	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
親投資信託受益証券	100.00%
合計	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

②【投資不動産物件】
（平成29年７月末現在）
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
（平成29年７月末現在）
該当事項はありません。

（３）【運用実績】
①【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		１口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （平成21年12月28日）	1	―	1.0000	―
第１計算期間末 （平成22年６月８日）	19	―	1.0003	―
第２計算期間末 （平成22年12月８日）	23	―	1.0006	―
第３計算期間末 （平成23年６月８日）	22	―	1.0009	―
第４計算期間末 （平成23年12月８日）	4	―	1.0013	―
第５計算期間末 （平成24年６月８日）	3	―	1.0016	―
第６計算期間末 （平成24年12月10日）	3	―	1.0019	―
第７計算期間末 （平成25年６月10日）	4	―	1.0021	―
第８計算期間末 （平成25年12月９日）	5	―	1.0023	―
第９計算期間末 （平成26年６月９日）	4	―	1.0024	―
第10計算期間末 （平成26年12月８日）	4	―	1.0025	―
第11計算期間末 （平成27年６月８日）	4	―	1.0025	―
第12計算期間末 （平成27年12月８日）	4	―	1.0025	―
第13計算期間末 （平成28年６月８日）	1	―	1.0027	―
平成28年７月末日	1	―	1.0024	―
平成28年８月末日	1	―	1.0025	―
平成28年９月末日	1	―	1.0027	―
平成28年10月末日	1	―	1.0025	―
平成28年11月末日	1	―	1.0024	―
第14計算期間末 （平成28年12月８日）	1	―	1.0024	―
平成28年12月末日	2	―	1.0024	―
平成29年１月末日	2	―	1.0024	―
平成29年２月末日	2	―	1.0022	―
平成29年３月末日	2	―	1.0020	―
平成29年４月末日	2	―	1.0020	―
平成29年５月末日	2	―	1.0021	―
第15計算期間末 （平成29年６月８日）	2	―	1.0020	―
平成29年６月末日	2	―	1.0020	―
平成29年７月末日	2	―	1.0020	―

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

②【分配の推移】
該当事項はありません。

③【収益率の推移】

期間	収益率
第１期（平成21年12月28日～平成22年６月８日）	0.0%
第２期（平成22年６月９日～平成22年12月８日）	0.0%
第３期（平成22年12月９日～平成23年６月８日）	0.0%
第４期（平成23年６月９日～平成23年12月８日）	0.0%
第５期（平成23年12月９日～平成24年６月８日）	0.0%
第６期（平成24年６月９日～平成24年12月10日）	0.0%
第７期（平成24年12月11日～平成25年６月10日）	0.0%
第８期（平成25年６月11日～平成25年12月９日）	0.0%
第９期（平成25年12月10日～平成26年６月９日）	0.0%
第10期（平成26年６月10日～平成26年12月８日）	0.0%
第11期（平成26年12月９日～平成27年６月８日）	0.0%
第12期（平成27年６月９日～平成27年12月８日）	0.0%
第13期（平成27年12月９日～平成28年６月８日）	0.0%
第14期（平成28年６月９日～平成28年12月８日）	△0.0%
第15期（平成28年12月９日～平成29年６月８日）	△0.0%

（注）収益率＝（当計算期末分配付基準価額－前計算期末分配落基準価額）÷前計算期末分配落基準価額×100

（４）【設定及び解約の実績】

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第１期（平成21年12月28日～平成22年６月８日）	20,214,376	488,217
第２期（平成22年６月９日～平成22年12月８日）	4,052,535	554,432
第３期（平成22年12月９日～平成23年６月８日）	2,495,954	3,636,621
第４期（平成23年６月９日～平成23年12月８日）	1,593,040	18,785,825
第５期（平成23年12月９日～平成24年６月８日）	663,215	1,674,582
第６期（平成24年６月９日～平成24年12月10日）	287,814	509,235
第７期（平成24年12月11日～平成25年６月10日）	1,659,119	357,654
第８期（平成25年６月11日～平成25年12月９日）	409,137	319,302
第９期（平成25年12月10日～平成26年６月９日）	177,590	546,720
第10期（平成26年６月10日～平成26年12月８日）	450,882	503,003
第11期（平成26年12月９日～平成27年６月８日）	249,467	299,265
第12期（平成27年６月９日～平成27年12月８日）	139,670	408,977
第13期（平成27年12月９日～平成28年６月８日）	303,135	2,705,163
第14期（平成28年６月９日～平成28年12月８日）	330,906	249,299
第15期（平成28年12月９日～平成29年６月８日）	718,528	300,349

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

（参考）マザーファンドの運用状況

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド
（１）投資状況
（平成29年７月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
特殊債券	日本	1,774,031,543	45.69%
社債券	日本	802,840,900	20.68%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		1,305,681,448	33.63%
純資産総額		3,882,553,891	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）投資資産
① 投資有価証券の主要銘柄
（平成29年７月末現在）
イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国･地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	60 政保道路機構 日本	特殊債券 －	500,000,000	101.67 508,390,000	101.65 508,273,000	1.8000 2018/06/29	13.09%
2	49 政保道路機構 日本	特殊債券 －	365,000,000	100.78 367,857,585	100.75 367,763,415	1.5000 2018/01/31	9.47%
3	13 政保西日本道 日本	特殊債券 －	190,000,000	100.94 191,790,560	100.92 191,763,010	1.4000 2018/03/27	4.94%
4	5 政保首都高速	特殊債券	180,000,000	100.93	100.91	1.4000	4.68%

	日本	―		181,678,500	181,652,580	2018/03/26	
5	21 政保政策投資B 日本	特殊債券 ―	130,000,000	100.91 131,187,160	100.89 131,165,450	1.6000 2018/02/19	3.38%
6	3 キリンホールデイングス 日本	社債券 ―	100,000,000	101.06 101,062,500	101.03 101,036,900	1.6900 2018/03/19	2.60%
7	882 政保公営企業 日本	特殊債券 ―	100,000,000	100.89 100,893,000	100.89 100,896,500	1.6000 2018/02/19	2.60%
8	460 関西電力 日本	社債券 ―	100,000,000	100.69 100,693,600	100.67 100,676,000	1.7700 2017/12/20	2.59%
9	24 中日本高速道 日本	社債券 ―	100,000,000	100.31 100,316,100	100.31 100,313,500	0.8410 2017/12/20	2.58%
10	169 オリックス 日本	社債券 ―	100,000,000	100.25 100,255,700	100.27 100,276,600	0.5130 2018/03/15	2.58%
11	293 北海道電力 日本	社債券 ―	100,000,000	100.30 100,304,300	100.27 100,275,300	1.8600 2017/09/25	2.58%
12	7 ドン･キホーテ 日本	社債券 ―	100,000,000	100.23 100,236,700	100.22 100,224,900	0.8500 2017/12/04	2.58%
13	191 政保中小企業 日本	特殊債券 ―	100,000,000	100.23 100,234,700	100.20 100,206,500	1.7000 2017/09/15	2.58%
14	878 政保公営企業 日本	特殊債券 ―	100,000,000	100.13 100,134,000	100.10 100,102,800	1.9000 2017/08/18	2.58%
15	1 日本電産 日本	社債券 ―	100,000,000	100.04 100,048,400	100.04 100,047,200	0.3860 2017/09/20	2.58%
16	1 コカ･コーライースト 日本	社債券 ―	100,000,000	99.98 99,989,400	99.99 99,990,500	0.1560 2017/09/22	2.58%
17	879 政保公営企業 日本	特殊債券 ―	92,000,000	100.25 92,234,416	100.22 92,208,288	1.7000 2017/09/19	2.37%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
特殊債券	45.69%
社債券	20.68%
合計	66.37%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

② 投資不動産物件
（平成29年７月末現在）
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
（平成29年７月末現在）
該当事項はありません。

（参考情報）

2017年7月31日現在

基準価額・純資産の推移 （設定日～2017年7月31日）

毎月決算型

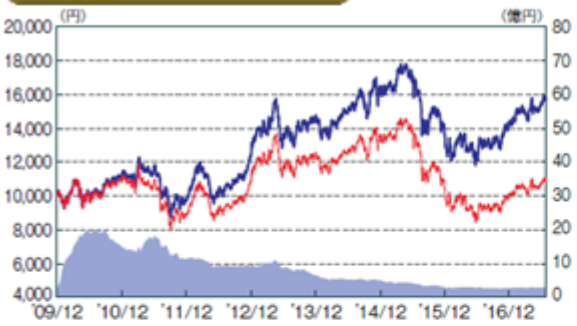

資産成長型

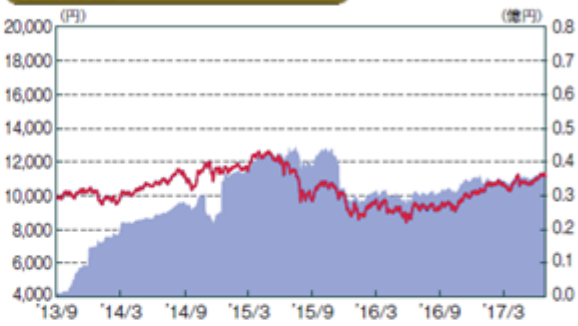

マネー・ポートフォリオ

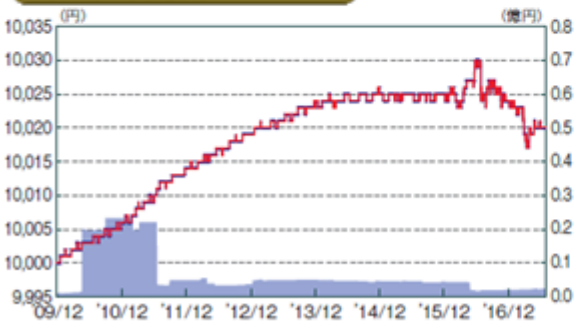

純資産総額：右目盛　基準価額：左目盛　分配金再投資基準価額：左目盛
＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。

分配の推移

	毎月決算型
2017年　7月	20円
2017年　6月	20円
2017年　5月	20円
2017年　4月	20円
2017年　3月	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	3,960円

	資産成長型	マネー・ポートフォリオ
2017年　6月	0円	0円
2016年 12月	0円	0円
2016年　6月	0円	0円
2015年 12月	0円	0円
2015年　6月	0円	0円
設定来累計	0円	0円

＊分配金は１万口当たり、税引前

主要な資産の状況

毎月決算型

投資銘柄	投資比率
エマージング好配当株マザーファンド	100.1%

資産成長型

投資銘柄	投資比率
エマージング好配当株マザーファンド	100.3%

マネー・ポートフォリオ

投資銘柄	投資比率
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	100.0%

＊投資比率は全て純資産総額対比

■参考情報

エマージング好配当株マザーファンド

上位10銘柄

	投資銘柄	業種	投資比率
1	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	3.0%
2	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.6%
3	IND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	2.6%
4	HANA FINANCIAL GROUP	銀行	2.4%
5	KB FINANCIAL GROUP INC	銀行	2.1%
6	TELEKOMUNIKASI INDONESIA PER	電気通信サービス	2.1%
7	SEMIRARA MINING AND POWER CO	エネルギー	2.1%
8	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	2.0%
9	CHINA POWER INTERNATIONAL	公益事業	2.0%
10	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	不動産	1.9%

＊投資比率は全て純資産総額対比　＊業種は世界産業分類基準（GICS）

上位10業種

	業種	投資比率
1	銀行	21.8%
2	電気通信サービス	8.2%
3	エネルギー	8.1%
4	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.9%
5	公益事業	5.9%
6	資本財	5.2%
7	運輸	4.8%
8	素材	4.5%
9	保険	4.1%
10	不動産	3.3%

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

上位10銘柄

	投資銘柄	種別	投資比率
1	60 政保道路機構	特殊債券	13.1%
2	49 政保道路機構	特殊債券	9.5%
3	13 政保西日本道	特殊債券	4.9%
4	5 政保首都高速	特殊債券	4.7%
5	21 政保政策投資B	特殊債券	3.4%
6	3 キリンホールディングス	社債券	2.6%
7	882 政保公営企業	特殊債券	2.6%
8	460 関西電力	社債券	2.6%
9	24 中日本高速道	社債券	2.6%
10	169 オリックス	社債券	2.6%

＊投資比率は全て純資産総額対比

債券種別構成

種別	投資比率
特殊債券	45.7%
社債券	20.7%

年間収益率の推移

毎月決算型

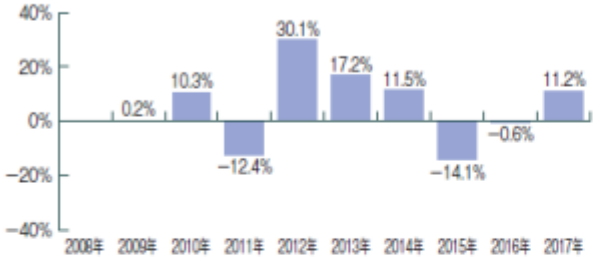

資産成長型

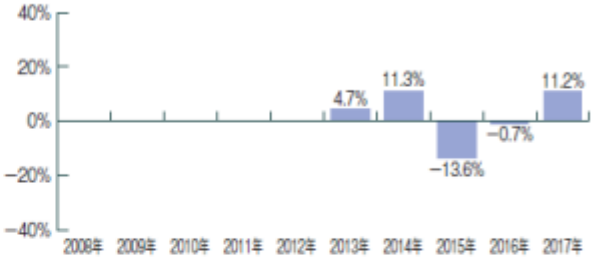

マネー・ポートフォリオ

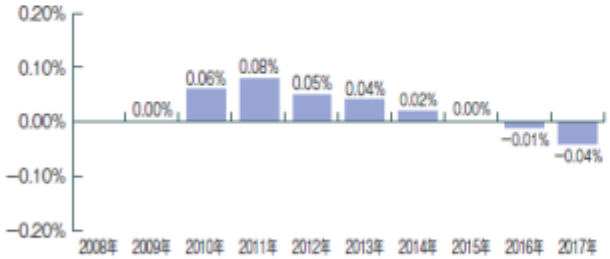

＊ファンドの収益率は暦年ベースで表示しております。但し、毎月決算型およびマネー・ポートフォリオの2009年は当初設定日（2009年12月28日）から年末までの収益率、資産成長型の2013年は当初設定日（2013年9月25日）から年末までの収益率です。また、各ファンドの2017年は7月末までの収益率です。
＊ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。
＊ファンドには、ベンチマークはありません。

・ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
・ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(１)当ファンドの取得申込者は、販売会社において申込期間における毎営業日にお申込みいただけます。ただし、各ファンド（マネー・ポートフォリオを除く）においては、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、取得のお申込みを受付けないものとします。お申込みの受付は原則として午後３時までとします。これらの受付時間を過ぎてからのお申込みは、翌営業

日以降でニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。また、マネー・ポートフォリオへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

(２)申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初１口＝１円）とします。お申込みには申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を要します。当ファンドの申込単位は１口または１円の整数倍で販売会社毎に定めた単位です。

(３)当ファンドの取得申込者は、販売会社において、取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行うものとします。お申込みの方法には、収益の分配がなされた場合に分配金を受取ることができる「分配金受取型」と、税引後の分配金を自動的に無手数料で再投資する「分配金自動再投資型」があり、「分配金自動再投資型」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で累積投資約款に従って分配金再投資に関する契約を締結します。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみを取扱う場合があります。
なお、当ファンドは毎月決算型、資産成長型、マネー・ポートフォリオの３つのファンドから構成されていますが、販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。
＊販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

(４)定時定額で購入する「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

（注）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

２【換金（解約）手続等】

［各ファンド（マネー・ポートフォリオを除く）］

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合は、解約請求を受付けないものとします。解約の受付は原則として午後３時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は、翌営業日以降でニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することがあります。その場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

＜解約請求による換金手続き＞

□解約価額：当該請求受付日の翌営業日の基準価額です。
（解約価額については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

□解約単位：販売会社毎に定めた単位とします。
（解約単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

□解約代金の支払い：原則として解約請求を受付けた日から起算して６営業日目から販売会社の申込場所で支払われます。
□解約にかかる手数料：ありません。

［マネー・ポートフォリオ］
受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。解約の受付は原則として午後３時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は、翌営業日の取扱いとします。

委託会社は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することがあります。その場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

＜解約請求による換金手続き＞
□解約価額：当該請求受付日の翌営業日の基準価額です。
（解約価額については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）
□解約単位：販売会社毎に定めた単位とします。
（解約単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）
□解約代金の支払い：原則として解約請求を受付けた日から起算して６営業日目から販売会社の申込場所で支払われます。
□解約にかかる手数料：ありません。

（注）当ファンドの換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

①基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜主要投資対象の評価方法＞

ファンド名	有価証券等	評価方法
毎月決算型 資産成長型	株式	原則として、基準価額計算日※の取引所の最終相場で評価します。 ※外国で取引される資産については、原則として基準価額計算日の前日とします。

マネー・ ポートフォリオ	公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 ・日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） ・価格情報会社の提供する価額 ※残存期間が１年以内の公社債については、一部償却原価法により評価することができます。

②基準価額は、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されます。原則として委託会社の各営業日に計算され、翌日の日本経済新聞に掲載されます。また、お申込みの各販売会社または下記の照会先まで問い合わせることにより知ることができます。
大和住銀投信投資顧問株式会社
＜インターネットホームページ＞http://www.daiwasbi.co.jp/
＜お電話によるお問い合わせ先＞受付窓口：（電話番号）0120-286104
受付時間：午前９時から午後５時まで（土、日、祝日除く。）

（２）【保管】
該当事項はありません。

（３）【信託期間】
毎月決算型およびマネー･ポートフォリオの信託の期間は信託契約締結日（平成21年12月28日）から無期限、資産成長型の信託の期間は信託契約締結日（平成25年９月25日）から無期限とします。
ただし、後記「（５）その他　①信託契約の解約」の規定により、信託契約を解約し、この信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】
［毎月決算型］
計算期間は、原則として毎月９日から翌月８日までとします。前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。
（注）計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

［資産成長型／マネー・ポートフォリオ］
計算期間は、原則として毎年６月９日から12月８日、12月９日から翌年６月８日までとします。前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。
（注）計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

（５）【その他】
①信託契約の解約
イ．委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
ロ．委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ハ．委託会社は、前イ．および前ロ．の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ニ．前ハ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ホ．前ハ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ヘ．前ハ．から前ホ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前ハ．から前ホ．までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

②信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款の変更等の規定にしたがいます。

③委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款の変更等に規定する書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

④受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤信託約款の変更等

イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本項に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

ロ．委託会社は、前イ．の事項（前イ．の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前イ．の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ハ．前ロ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）

は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ニ．前ロ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ホ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

ヘ．前ロ．から前ホ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

ト．前イ．から前ヘ．の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

⑥公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

⑧運用にかかる報告等開示方法

［毎月決算型］

イ．委託会社は、特定期末（毎年６月、12月に属する計算期末）から３ヵ月以内に有価証券報告書を提出します。

ロ．委託会社は、特定期末および償還時に運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書）および交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第４項に定める書面）を作成します。

ハ．委託会社は、交付運用報告書を販売会社を通じて受益者へ交付します。また、委託会社は、運用報告書（全体版）を委託会社のインターネットホームページに掲載します。
＜インターネットホームページ＞http://www.daiwasbi.co.jp/

ニ．前ハ．にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

［資産成長型／マネー・ポートフォリオ］

イ．委託会社は、決算日から３ヵ月以内に有価証券報告書を提出します。

ロ．委託会社は、決算時および償還時に運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書）および交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第４項に定める書面）を作成します。

ハ．委託会社は、交付運用報告書を販売会社を通じて受益者へ交付します。また、委託会社は、運用報告書（全体版）を委託会社のインターネットホームページに掲載します。
＜インターネットホームページ＞http://www.daiwasbi.co.jp/

ニ．前ハ．にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑨委託会社と関係法人との契約の変更

イ．募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、１年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

ロ．運用委託契約

委託会社とウェルズ・キャピタル・マネジメント社との間の運用委託契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、１年毎に自動的に更新されます。運用委託契約は、当事者間の合意により変更することができます。

４【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(１)収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から保有口数に応じて、販売会社を通じて決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

※収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して５営業日までに開始します。

上記にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(２)償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

※償還金の支払いは、原則として償還日から起算して５営業日までに開始します。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(３)受益権の換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、解約の実行を販売会社を通じて委託会社に請求する権利を有しています。権利行使の方法等については、前述の「換金（解約）手続等」をご参照ください。

(４)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

エマージング好配当株オープン（毎月決算型）

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドの計算期間は６ヵ月未満であるため、財務諸表は６ヵ月毎に作成しております。

３．当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当特定期間（平成28年12月９日から平成29年６月８日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

エマージング好配当株オープン（資産成長型）

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第８期計算期間（平成28年12月９日から平成29年６月８日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

エマージング好配当株オープン　マネー・ポートフォリオ

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第15期計算期間（平成28年12月９日から平成29年６月８日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【エマージング好配当株オープン（毎月決算型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成28年12月８日現在	当期 平成29年６月８日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	264,283,187	272,497,875
未収入金	132,662	19,999
流動資産合計	264,415,849	272,517,874
資産合計	264,415,849	272,517,874
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	540,219	517,075
未払解約金	142,661	401,573
未払受託者報酬	18,027	20,216
未払委託者報酬	371,970	417,133
その他未払費用	17,024	17,483
流動負債合計	1,089,901	1,373,480
負債合計	1,089,901	1,373,480
純資産の部		
元本等		
元本	270,109,910	258,537,514
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△ 6,783,962	12,606,880
（分配準備積立金）	41,327,564	38,013,208
元本等合計	263,325,948	271,144,394
純資産合計	263,325,948	271,144,394
負債純資産合計	264,415,849	272,517,874

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成28年６月９日 至 平成28年12月８日	当期 自 平成28年12月９日 至 平成29年６月８日
営業収益		
有価証券売買等損益	17,460,156	25,542,110
営業収益合計	17,460,156	25,542,110
営業費用		
受託者報酬	114,025	117,079
委託者報酬	2,352,840	2,415,734
その他費用	17,024	17,483
営業費用合計	2,483,889	2,550,296
営業利益又は営業損失（△）	14,976,267	22,991,814
経常利益又は経常損失（△）	14,976,267	22,991,814
当期純利益又は当期純損失（△）	14,976,267	22,991,814
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,690,134	312,707
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△ 20,529,185	△ 6,783,962
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,957,001	227,730
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,957,001	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	227,730
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,123,283	368,411
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	368,411
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,123,283	－
分配金	3,374,628	3,147,584
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△ 6,783,962	12,606,880

（３）【注記表】
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期 自　平成28年12月９日 至　平成29年６月８日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期 平成28年12月８日現在	当期 平成29年６月８日現在
１．元本状況		
期首元本額	304,612,118円	270,109,910円
期中追加設定元本額	13,280,639円	6,182,534円
期中一部解約元本額	47,782,847円	17,754,930円
２．受益権の総数	270,109,910口	258,537,514口
３．元本の欠損		
	6,783,962円	－

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期
自　平成28年６月９日
至　平成28年12月８日

１．親投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額
727,268円

２．分配金の計算過程
第79期計算期間末（平成28年７月８日）に、投資信託約款に基づき計算した128,344,438円　（１万口当たり4,154.51円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い617,856円　（１万口当たり20円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	1,381,182円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	78,439,981円
分配準備積立金	48,523,275円
分配可能額	128,344,438円
（１万口当たり分配可能額）	(4,154.51円)
収益分配金	617,856円
（１万口当たり収益分配金）	(20円)

第80期計算期間末（平成28年８月８日）に、投資信託約款に基づき計算した118,865,796円　（１万口当たり4,167.82円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い570,398円　（１万口当たり20円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	944,309円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	72,817,799円
分配準備積立金	45,103,688円
分配可能額	118,865,796円
（１万口当たり分配可能額）	(4,167.82円)
収益分配金	570,398円
（１万口当たり収益分配金）	(20円)

当期
自　平成28年12月９日
至　平成29年６月８日

１．親投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額
746,844円

２．分配金の計算過程
第85期計算期間末（平成29年１月10日）に、投資信託約款に基づき計算した110,320,595円　（１万口当たり4,134.57円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い533,649円　（１万口当たり20円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	571,963円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	69,079,062円
分配準備積立金	40,669,570円
分配可能額	110,320,595円
（１万口当たり分配可能額）	(4,134.57円)
収益分配金	533,649円
（１万口当たり収益分配金）	(20円)

第86期計算期間末（平成29年２月８日）に、投資信託約款に基づき計算した109,296,910円　（１万口当たり4,124.86円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い529,942円　（１万口当たり20円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	271,801円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	68,742,687円
分配準備積立金	40,282,422円
分配可能額	109,296,910円
（１万口当たり分配可能額）	(4,124.86円)
収益分配金	529,942円
（１万口当たり収益分配金）	(20円)

第81期計算期間末（平成28年９月８日）に、投資信託約款に基づき計算した116,518,415円 （１万口当たり4,174.12円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い558,289円 （１万口当たり20円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	732,429円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	71,462,003円
分配準備積立金	44,323,983円
分配可能額	116,518,415円
（１万口当たり分配可能額）	(4,174.12円)
収益分配金	558,289円
（１万口当たり収益分配金）	(20円)

第82期計算期間末（平成28年10月11日）に、投資信託約款に基づき計算した113,987,586円 （１万口当たり4,169.82円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い546,727円 （１万口当たり20円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	427,483円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	70,235,822円
分配準備積立金	43,324,281円
分配可能額	113,987,586円
（１万口当たり分配可能額）	(4,169.82円)
収益分配金	546,727円
（１万口当たり収益分配金）	(20円)

第83期計算期間末（平成28年11月８日）に、投資信託約款に基づき計算した112,281,695円 （１万口当たり4,149.82円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い541,139円 （１万口当たり20円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	0円
有価証券売買等損益 （費用控除後）	0円
収益調整金	69,738,206円
分配準備積立金	42,543,489円
分配可能額	112,281,695円
（１万口当たり分配可能額）	(4,149.82円)
収益分配金	541,139円
（１万口当たり収益分配金）	(20円)

第84期計算期間末（平成28年12月８日）に、投資信託約款に基づき計算した111,638,411円 （１万口当たり4,133.07円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い540,219円 （１万口当たり20円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	87,538円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	69,770,628円
分配準備積立金	41,780,245円
分配可能額	111,638,411円
（１万口当たり分配可能額）	(4,133.07円)
収益分配金	540,219円
（１万口当たり収益分配金）	(20円)

第87期計算期間末（平成29年３月８日）に、投資信託約款に基づき計算した108,429,768円 （１万口当たり4,116.02円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い526,866円 （１万口当たり20円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	293,489円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	68,483,176円
分配準備積立金	39,653,103円
分配可能額	108,429,768円
（１万口当たり分配可能額）	(4,116.02円)
収益分配金	526,866円
（１万口当たり収益分配金）	(20円)

第88期計算期間末（平成29年４月10日）に、投資信託約款に基づき計算した106,970,820円 （１万口当たり4,117.76円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い519,558円 （１万口当たり20円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	562,567円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	67,654,663円
分配準備積立金	38,753,590円
分配可能額	106,970,820円
（１万口当たり分配可能額）	(4,117.76円)
収益分配金	519,558円
（１万口当たり収益分配金）	(20円)

第89期計算期間末（平成29年５月８日）に、投資信託約款に基づき計算した107,130,697円 （１万口当たり4,116.49円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い520,494円 （１万口当たり20円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	486,846円
有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円
収益調整金	67,886,515円
分配準備積立金	38,757,336円
分配可能額	107,130,697円
（１万口当たり分配可能額）	(4,116.49円)
収益分配金	520,494円
（１万口当たり収益分配金）	(20円)

第90期計算期間末（平成29年６月８日）に、投資信託約款に基づき計算した106,233,945円 （１万口当たり4,109.03円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い517,075円 （１万口当たり20円）を分配しております。

配当等収益 （費用控除後）	321,309円
有価証券売買等損益	0円
収益調整金	67,703,662円
分配準備積立金	38,208,974円
分配可能額	106,233,945円
（１万口当たり分配可能額）	(4,109.03円)
収益分配金	517,075円
（１万口当たり収益分配金）	(20円)

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	当期 自　平成28年12月９日 至　平成29年６月８日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

2．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 平成29年６月８日現在
1．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券
前期（平成28年12月８日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	12,185,847
合計	12,185,847

当期（平成29年６月８日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△1,295,491
合計	△1,295,491

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
前期（平成28年12月８日現在）
該当事項はありません。

当期（平成29年６月８日現在）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
当期（自　平成28年12月９日　至　平成29年６月８日）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

前期 平成28年12月８日現在	当期 平成29年６月８日現在
１口当たり純資産額 0.9749円 「１口＝１円（10,000口＝9,749円）」	１口当たり純資産額 1.0488円 「１口＝１円（10,000口＝10,488円）」

（４）【附属明細表】
有価証券明細表
＜株式以外の有価証券＞

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	親投資信託受益証券	エマージング好配当株マザーファンド	158,189,873	272,497,875	
合計　１銘柄			158,189,873	272,497,875	

＜参考＞
当ファンドは、「エマージング好配当株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。
※　以下に記載した情報は監査の対象外であります。

エマージング好配当株マザーファンド

(１)貸借対照表

区分	平成28年12月８日現在 金額（円）	平成29年６月８日現在 金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	8,209,769	14,792,522
コール・ローン	4,977,241	4,623,561
株式	282,990,576	286,818,696
投資証券	3,304,964	1,399,084
派生商品評価勘定	4,070	485
未収配当金	147,289	624,069
流動資産合計	299,633,909	308,258,417
資産合計	299,633,909	308,258,417
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	362	1,862
未払金	976,200	149,916
未払解約金	132,682	19,999
その他未払費用	1	－
流動負債合計	1,109,245	171,777
負債合計	1,109,245	171,777
純資産の部		
元本等		
元本	190,392,056	178,844,852
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	108,132,608	129,241,788
元本等合計	298,524,664	308,086,640
純資産合計	298,524,664	308,086,640
負債純資産合計	299,633,909	308,258,417

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　平成28年12月９日 至　平成29年６月８日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等の提示する気配相場に基づいて評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	個別法に基づき原則として時価で評価しております。
３．収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 外国株式についての受取配当金は、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。 (2)有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。
４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	平成28年12月８日現在	平成29年６月８日現在
１．元本状況		
開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額	216,809,227円	190,392,056円
期中追加設定元本額	10,483,726円	4,989,605円
期中一部解約元本額	36,900,897円	16,536,809円
元本の内訳		
エマージング好配当株オープン（毎月決算型）	168,558,701円	158,189,873円
エマージング好配当株オープン（資産成長型）	21,833,355円	20,654,979円
合計	190,392,056円	178,844,852円
２．受益権の総数	190,392,056口	178,844,852口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	自　平成28年12月９日 至　平成29年６月８日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
２．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	平成29年６月８日現在

1．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引等関係に関する注記に記載しております。 (3)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券
（平成28年12月８日現在）

種類	計算期間※の損益に含まれた評価差額（円）
株　　式	7,370,215
投　資　証　券	123,045
合計	7,493,260

※「計算期間」とは、「エマージング好配当株マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成27年12月９日から平成28年12月８日まで）を指しております。

（平成29年６月８日現在）

種類	計算期間※の損益に含まれた評価差額（円）
株　　式	25,497,654
投　資　証　券	△98,664
合計	25,398,990

※「計算期間」とは、「エマージング好配当株マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成28年12月９日から平成29年６月８日まで）を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
（通貨関連）

区分	種類	平成28年12月８日現在			
		契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 アメリカ・ドル インドネシア・ルピア 売建 アメリカ・ドル	 100,000 638,189 838,189	 － － －	 99,638 639,882 835,812	 △362 1,693 2,377
合計		－	－	1,575,332	3,708

区分	種類	平成29年６月８日現在			
		契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 香港・ドル 売建 アメリカ・ドル	 149,329 549,329	 － －	 149,808 551,185	 479 △1,856
合計		－	－	700,993	△1,377

（注）時価の算定方法
A．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨につきましては、以下のように評価しております。
①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合には、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
②計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合には、以下の方法によっております。
・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

B．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨につきましては、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）
（自　平成28年12月９日　至　平成29年６月８日）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

平成28年12月８日現在	平成29年６月８日現在
１口当たり純資産額 1.5679円 「１口＝１円（10,000口＝15,679円）」	１口当たり純資産額 1.7226円 「１口＝１円（10,000口＝17,226円）」

（３）附属明細表
①有価証券明細表
＜株式＞

通貨	銘柄	株式数（株）	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	BANCO MACRO SA-ADR	156	93.470	14,581.320	
	ENEL AMERICAS SA-ADR	2,271	9.460	21,483.660	
	LUKOIL PJSC-SPON ADR	560	47.845	26,793.200	
	PETROLEO BRASIL-SP PREF ADR	2,880	7.830	22,550.400	
	SEVERSTAL - GDR REG S	1,234	12.770	15,758.180	
	TERNIUM SA-SPONSORED ADR	606	25.640	15,537.840	
	小計（アメリカ・ドル）６銘柄	7,707	－	116,704.600 (12,836,339)	
香港・ドル	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	4,000	26.800	107,200.000	
	ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	2,000	22.950	45,900.000	
	AVICHINA INDUSTRY & TECH-H	27,000	4.810	129,870.000	
	BANK OF CHINA LTD-H	28,000	3.890	108,920.000	
	BEIJING CAPITAL INTL AIRPO-H	24,000	11.220	269,280.000	
	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	106,000	6.480	686,880.000	
	CHINA EVERBRIGHT INTL LTD	10,000	9.840	98,400.000	
	CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	14,500	7.250	105,125.000	
	CHINA LESSO GROUP HOLDINGS L	14,000	5.920	82,880.000	
	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	4,000	25.200	100,800.000	
	CHINA MOBILE LTD	5,000	85.200	426,000.000	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	10,000	24.000	240,000.000	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	52,000	6.480	336,960.000	
	CHINA POWER INTERNATIONAL	145,000	2.990	433,550.000	
	CHINA RESOURCES PHARMACEUTIC	12,000	9.180	110,160.000	
	CHINA TRADITIONAL CHINESE ME	42,000	4.390	184,380.000	
	CNOOC LTD	12,000	8.970	107,640.000	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	5,000	45.950	229,750.000	
	IND & COMM BK OF CHINA-H	103,000	5.300	545,900.000	
	NINE DRAGONS PAPER HOLDINGS	9,000	9.530	85,770.000	
	PETROCHINA CO LTD-H	20,000	5.120	102,400.000	
	PICC PROPERTY & CASUALTY-H	12,000	12.820	153,840.000	
	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	3,000	50.900	152,700.000	
	SHANGHAI FOSUN PHARMACEUTI-H	7,000	31.800	222,600.000	
	SINO BIOPHARMACEUTICAL	21,000	7.280	152,880.000	
	SINOTRANS LIMITED-H	27,000	3.850	103,950.000	
	TENCENT HOLDINGS LTD	1,400	272.800	381,920.000	
	XINJIANG GOLDWIND SCI&TEC-H	7,400	11.720	86,728.000	
	ZHEJIANG EXPRESSWAY CO-H	12,000	9.790	117,480.000	
	ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	56,000	2.610	146,160.000	
	小計（香港・ドル）30銘柄	795,300	－	6,056,023.000 (85,450,484)	
シンガポール・ドル	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	9,800	3.750	36,750.000	
	THAI BEVERAGE PCL	32,600	0.890	29,014.000	
	小計（シンガポール・ドル）２銘柄	42,400	－	65,764.000 (5,228,238)	
台湾・ドル	CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	11,000	47.250	519,750.000	
	CHICONY ELECTRONICS CO LTD	6,150	79.400	488,310.000	
	CTBC FINANCIAL HOLDING CO LT	27,901	19.300	538,489.300	
	CTCI CORP	8,000	49.750	398,000.000	
	DELTA ELECTRONICS INC	2,157	167.500	361,297.500	

	HON HAI PRECISION INDUSTRY	18,930	105.000	1,987,650.000	
	SILICONWARE PRECISION INDS	9,000	50.300	452,700.000	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	8,000	211.500	1,692,000.000	
	UNITED MICROELECTRONICS CORP	39,000	12.450	485,550.000	
	WPG HOLDINGS LTD	12,000	40.150	481,800.000	
	小計（台湾・ドル）10銘柄	142,138	—	7,405,546.800 (27,030,246)	
イギリス・ポンド	POLYMETAL INTERNATIONAL PLC	1,717	10.030	17,221.510	
	小計（イギリス・ポンド）１銘柄	1,717	—	17,221.510 (2,454,582)	
トルコ・リラ	ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	2,646	21.840	57,788.640	
	小計（トルコ・リラ）１銘柄	2,646	—	57,788.640 (1,789,714)	
メキシコ・ペソ	BECLE SAB DE CV	8,360	32.900	275,044.000	
	GRUPO FIN SANTANDER-B	8,564	34.390	294,515.960	
	GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	2,600	109.970	285,922.000	
	NEMAK SAB DE CV	12,920	19.000	245,480.000	
	WALMART DE MEXICO SAB DE CV	6,984	42.280	295,283.520	
	小計（メキシコ・ペソ）５銘柄	39,428	—	1,396,245.480 (8,419,360)	
フィリピン・ペソ	GT CAPITAL HOLDINGS INC	735	1,195.000	878,325.000	
	SEMIRARA MINING AND POWER CO	16,880	161.900	2,732,872.000	
	小計（フィリピン・ペソ）２銘柄	17,615	—	3,611,197.000 (8,016,857)	
インド・ルピー	BHARTI INFRATEL LTD	2,642	383.200	1,012,414.400	
	CREDIT ANALYSIS & RESEARCH	476	1,526.600	726,661.600	
	EMAMI LTD	888	1,129.150	1,002,685.200	
	GATEWAY DISTRIPARKS LTD	4,413	252.150	1,112,737.950	
	HDFC BANK LIMITED	1,254	1,640.800	2,057,563.200	
	ICICI BANK LTD	6,327	324.700	2,054,376.900	
	INDIAN HOTELS CO LTD	6,229	137.450	856,176.050	
	INFOSYS LTD	1,089	961.300	1,046,855.700	
	ITC LTD	7,237	312.250	2,259,753.250	
	MARUTI SUZUKI INDIA LTD	233	7,205.700	1,678,928.100	
	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	1,033	1,339.000	1,383,187.000	
	小計（インド・ルピー）11銘柄	31,821	—	15,191,339.350 (26,129,104)	
インドネシア・ルピア	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	20,800	8,900.000	185,120,000.000	
	BANK RAKYAT INDONESIA PERSER	15,900	14,925.000	237,307,500.000	
	CIKARANG LISTRINDO TBK PT	130,000	1,130.000	146,900,000.000	
	PRODIA WIDYAHUSADA TBK PT	26,260	4,200.000	110,292,000.000	
	PURADELTA LESTARI TBK PT	1,086,000	216.000	234,576,000.000	
	TELEKOMUNIKASI INDONESIA PER	164,900	4,320.000	712,368,000.000	
	WIJAYA KARYA PERSERO TBK PT	69,600	2,230.000	155,208,000.000	
	小計（インドネシア・ルピア）７銘柄	1,513,460	—	1,781,771,500.000 (14,788,703)	
ブラジル・レアル	AMBEV SA	2,400	18.840	45,216.000	
	AZUL SA	1,200	23.570	28,284.000	
	BANCO BRADESCO SA-PREF	3,250	27.750	90,187.500	
	BANCO DO BRASIL S.A.	3,300	28.730	94,809.000	
	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	3,191	29.730	94,868.430	
	CCR SA	2,600	16.750	43,550.000	
	CIA SANEAMENTO DO PARANA-PRF	4,483	10.400	46,623.200	
	ENERGISA SA-UNITS	2,200	22.510	49,522.000	
	ITAUSA-INVESTIMENTOS ITAU SA	8	8.740	69.920	
	ITAUSA-INVESTIMENTOS ITAU-PR	12,579	9.030	113,588.370	
	MOVIDA PARTICIPACOES SA	5,200	9.600	49,920.000	
	VALE SA-PREF	1,700	25.000	42,500.000	
	WEG SA	2,900	18.900	54,810.000	
	小計（ブラジル・レアル）13銘柄	45,011	—	753,948.420 (25,355,285)	
韓国・ウォン	COWAY CO LTD	153	103,000.000	15,759,000.000	
	HANA FINANCIAL GROUP	1,463	42,300.000	61,884,900.000	
	HYUNDAI MOTOR CO	167	159,000.000	26,553,000.000	
	KB FINANCIAL GROUP INC	1,132	55,400.000	62,712,800.000	
	KOREA ELECTRIC POWER CORP	722	43,000.000	31,046,000.000	
	LG CHEM LTD	144	290,500.000	41,832,000.000	
	POSCO	82	272,500.000	22,345,000.000	

	S-OIL CORP	321	96,300.000	30,912,300.000	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	22	2,265,000.000	49,830,000.000	
	SK TELECOM	123	245,500.000	30,196,500.000	
	小計（韓国・ウォン）10銘柄	4,329	－	373,071,500.000 (36,486,393)	
マレーシア・リンギット	BURSA MALAYSIA BHD	6,200	10.700	66,340.000	
	GENTING MALAYSIA BHD	11,100	5.620	62,382.000	
	MALAYAN BANKING BHD	6,468	9.550	61,769.400	
	SIME DARBY BERHAD	6,600	9.570	63,162.000	
	TELEKOM MALAYSIA BHD	13,200	6.580	86,856.000	
	TENAGA NASIONAL BHD	4,200	14.200	59,640.000	
	小計（マレーシア・リンギット）６銘柄	47,768	－	400,149.400 (10,315,851)	
南アフリカ・ランド	BARCLAYS AFRICA GROUP LTD	1,951	146.000	284,846.000	
	NASPERS LTD-N SHS	225	2,621.800	589,905.000	
	SANLAM LTD	3,888	65.890	256,180.320	
	THE FOSCHINI GROUP LTD	1,296	139.660	180,999.360	
	TSOGO SUN HOLDINGS LTD	10,734	23.300	250,102.200	
	小計（南アフリカ・ランド）５銘柄	18,094	－	1,562,032.880 (13,386,622)	
タイ・バーツ	INTOUCH HOLDINGS PCL-NVDR	8,800	54.750	481,800.000	
	LAND & HOUSES PUB - NVDR	69,900	9.950	695,505.000	
	MAJOR CINEPLEX GROUP-FOREIGN	14,100	32.750	461,775.000	
	小計（タイ・バーツ）３銘柄	92,800	－	1,639,080.000 (5,294,228)	
ポーランド・ズロチ	BANK PEKAO SA	403	132.950	53,578.850	
	小計（ポーランド・ズロチ）１銘柄	403	－	53,578.850 (1,575,218)	
ハンガリー・フォリント	OTP BANK PLC	646	8,730.000	5,639,580.000	
	小計（ハンガリー・フォリント）１銘柄	646	－	5,639,580.000 (2,261,472)	
合計		2,803,283	－	286,818,696 (286,818,696)	

＜株式以外の有価証券＞

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
アメリカ・ドル	投資証券	VANECK VECTORS RUSSIA ETF	655.000	12,720.100	
	小計（アメリカ・ドル）１銘柄		655.000	12,720.100 (1,399,084)	
合計				1,399,084 (1,399,084)	

（注）1．各種通貨ごとの小計の欄における(　)内の金額は、邦貨換算額であります。
2．合計欄は邦貨金額を表示しております。(　)内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入有価証券時価比率※	有価証券の合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	外国株式	６銘柄	4.17%	4.45%
香港・ドル	外国株式	30銘柄	27.74%	29.65%
シンガポール・ドル	外国株式	２銘柄	1.70%	1.81%
台湾・ドル	外国株式	10銘柄	8.77%	9.38%
イギリス・ポンド	外国株式	１銘柄	0.80%	0.85%
トルコ・リラ	外国株式	１銘柄	0.58%	0.62%
メキシコ・ペソ	外国株式	５銘柄	2.73%	2.92%
フィリピン・ペソ	外国株式	２銘柄	2.60%	2.78%
インド・ルピー	外国株式	11銘柄	8.48%	9.07%
インドネシア・ルピア	外国株式	７銘柄	4.80%	5.13%
ブラジル・レアル	外国株式	13銘柄	8.23%	8.80%
韓国・ウォン	外国株式	10銘柄	11.84%	12.66%
マレーシア・リンギット	外国株式	６銘柄	3.35%	3.58%
南アフリカ・ランド	外国株式	５銘柄	4.34%	4.64%
タイ・バーツ	外国株式	３銘柄	1.72%	1.84%
ポーランド・ズロチ	外国株式	１銘柄	0.51%	0.55%
ハンガリー・フォリント	外国株式	１銘柄	0.73%	0.78%
アメリカ・ドル	投資証券	１銘柄	0.45%	0.49%

※組入有価証券時価比率とは、純資産額に対する比率であります。

②為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表中の(デリバティブ取引等関係に関する注記)で記載しており、ここでは省略しております。

【エマージング好配当株オープン（資産成長型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第７期 平成28年12月８日現在	第８期 平成29年６月８日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	34,232,517	35,580,266
未収入金	20	―
流動資産合計	34,232,537	35,580,266
資産合計	34,232,537	35,580,266
負債の部		
流動負債		
未払解約金	20	―
未払受託者報酬	13,223	14,872
未払委託者報酬	273,630	307,591
その他未払費用	1,888	2,160
流動負債合計	288,761	324,623
負債合計	288,761	324,623
純資産の部		
元本等		
元本	34,462,446	32,878,473
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△ 518,670	2,377,170
（分配準備積立金）	4,290,715	4,265,002
元本等合計	33,943,776	35,255,643
純資産合計	33,943,776	35,255,643
負債純資産合計	34,232,537	35,580,266

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第７期 自 平成28年６月９日 至 平成28年12月８日	第８期 自 平成28年12月９日 至 平成29年６月８日
営業収益		
有価証券売買等損益	2,162,021	3,263,306
営業収益合計	2,162,021	3,263,306
営業費用		
受託者報酬	13,223	14,872
委託者報酬	273,630	307,591
その他費用	1,888	2,160
営業費用合計	288,741	324,623
営業利益又は営業損失（△）	1,873,280	2,938,683
経常利益又は経常損失（△）	1,873,280	2,938,683
当期純利益又は当期純損失（△）	1,873,280	2,938,683
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	6,550	197,892
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△ 2,221,119	△ 518,670
剰余金増加額又は欠損金減少額	73,435	155,049
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	73,435	51,345
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	103,704
剰余金減少額又は欠損金増加額	237,716	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	237,716	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△ 518,670	2,377,170

（３）【注記表】
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第８期 自　平成28年12月９日 至　平成29年６月８日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第７期 平成28年12月８日現在	第８期 平成29年６月８日現在
１．元本状況		
期首元本額	32,144,751円	34,462,446円
期中追加設定元本額	3,363,171円	1,922,492円
期中一部解約元本額	1,045,476円	3,506,465円
２．受益権の総数	34,462,446口	32,878,473口
３．元本の欠損		
	518,670円	－

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第７期 自　平成28年６月９日 至　平成28年12月８日	第８期 自　平成28年12月９日 至　平成29年６月８日
１．親投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 84,847円	１．親投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 95,375円
２．分配金の計算過程 該当事項はありません。	２．分配金の計算過程 該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）
Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	第８期 自　平成28年12月９日 至　平成29年６月８日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
２．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	第８期 平成29年６月８日現在

１．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券
第７期（平成28年12月８日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	2,149,743
合計	2,149,743

第８期（平成29年６月８日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	3,051,484
合計	3,051,484

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
第７期（平成28年12月８日現在）
該当事項はありません。

第８期（平成29年６月８日現在）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
第８期（自　平成28年12月９日　至　平成29年６月８日）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

第７期 平成28年12月８日現在	第８期 平成29年６月８日現在
１口当たり純資産額 0.9849円 「１口＝１円（10,000口＝9,849円）」	１口当たり純資産額 1.0723円 「１口＝１円（10,000口＝10,723円）」

（４）【附属明細表】
有価証券明細表
＜株式以外の有価証券＞

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	親投資信託受益証券	エマージング好配当株マザーファンド	20,654,979	35,580,266	
合計　１銘柄			20,654,979	35,580,266	

＜参考＞
当ファンドは、「エマージング好配当株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。
同マザーファンドの状況は、前記「エマージング好配当株オープン（毎月決算型）」に記載のとおりであります。

【エマージング好配当株オープン　マネー・ポートフォリオ】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第14期 平成28年12月８日現在	第15期 平成29年６月８日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,993,309	2,411,538
未収入金	10,499	－
流動資産合計	2,003,808	2,411,538
資産合計	2,003,808	2,411,538
負債の部		
流動負債		
未払解約金	10,499	－
流動負債合計	10,499	－
負債合計	10,499	－
純資産の部		
元本等		
元本	1,988,545	2,406,724
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,764	4,814
（分配準備積立金）	22,054	28,171
元本等合計	1,993,309	2,411,538
純資産合計	1,993,309	2,411,538
負債純資産合計	2,003,808	2,411,538

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第14期 自 平成28年６月９日 至 平成28年12月８日	第15期 自 平成28年12月９日 至 平成29年６月８日
営業収益		
有価証券売買等損益	△ 561	△ 801
営業収益合計	△ 561	△ 801
営業費用		
営業利益又は営業損失（△）	△ 561	△ 801
経常利益又は経常損失（△）	△ 561	△ 801
当期純利益又は当期純損失（△）	△ 561	△ 801
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	26	△ 96
期首剰余金又は期首欠損金（△）	5,096	4,764
剰余金増加額又は欠損金減少額	925	1,472
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	925	1,472
剰余金減少額又は欠損金増加額	670	717
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	670	717
分配金	―	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,764	4,814

（３）【注記表】
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第15期 自　平成28年12月９日 至　平成29年６月８日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第14期 平成28年12月８日現在	第15期 平成29年６月８日現在
１．元本状況		
期首元本額	1,906,938円	1,988,545円
期中追加設定元本額	330,906円	718,528円
期中一部解約元本額	249,299円	300,349円
２．受益権の総数	1,988,545口	2,406,724口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第14期 自　平成28年６月９日 至　平成28年12月８日	第15期 自　平成28年12月９日 至　平成29年６月８日
分配金の計算過程 該当事項はありません。	分配金の計算過程 該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）
Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	第15期 自　平成28年12月９日 至　平成29年６月８日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
２．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	第15期 平成29年６月８日現在
１．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券
第14期（平成28年12月８日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△604
合計	△604

第15期（平成29年６月８日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△729
合計	△729

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
第14期（平成28年12月８日現在）
該当事項はありません。

第15期（平成29年６月８日現在）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
第15期（自　平成28年12月９日　至　平成29年６月８日）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

第14期 平成28年12月８日現在	第15期 平成29年６月８日現在
１口当たり純資産額 1.0024円 「１口＝１円（10,000口＝10,024円）」	１口当たり純資産額 1.0020円 「１口＝１円（10,000口＝10,020円）」

（４）【附属明細表】
有価証券明細表
＜株式以外の有価証券＞

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	2,369,597	2,411,538	
合計　１銘柄			2,369,597	2,411,538	

＜参考＞
当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。
※　以下に記載した情報は監査の対象外であります。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

(１)貸借対照表

区分	平成28年12月８日現在 金額（円）	平成29年６月８日現在 金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	740,291,604	1,249,601,260
地方債証券	286,786,267	―
特殊債券	1,605,484,900	1,357,849,396
社債券	1,401,797,058	1,203,386,600
未収利息	10,433,921	7,800,477

前払費用	262,447	2,394,783
流動資産合計	4,045,056,197	3,821,032,516
資産合計	4,045,056,197	3,821,032,516
負債の部		
流動負債		
未払解約金	13,298,481	5,926,874
その他未払費用	304	―
流動負債合計	13,298,785	5,926,874
負債合計	13,298,785	5,926,874
純資産の部		
元本等		
元本	3,959,897,932	3,748,702,787
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	71,859,480	66,402,855
元本等合計	4,031,757,412	3,815,105,642
純資産合計	4,031,757,412	3,815,105,642
負債純資産合計	4,045,056,197	3,821,032,516

（２）注記表
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　平成28年12月９日 至　平成29年６月８日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	平成28年12月８日現在	平成29年６月８日現在
１．元本状況		
開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額	4,458,198,021円	3,959,897,932円
期中追加設定元本額	2,653,298,706円	1,790,330,525円
期中一部解約元本額	3,151,598,795円	2,001,525,670円
元本の内訳		
ＳＭＢＣファンドラップ・ヘッジファンド	145,893,475円	179,881,940円
ＳＭＢＣファンドラップ・欧州株	77,870,000円	61,325,338円
ＳＭＢＣファンドラップ・新興国株	46,352,515円	43,633,747円
ＳＭＢＣファンドラップ・コモディティ	15,660,041円	16,873,422円
ＳＭＢＣファンドラップ・米国債	78,914,888円	72,994,929円
ＳＭＢＣファンドラップ・欧州債	64,563,839円	62,250,972円
ＳＭＢＣファンドラップ・新興国債	31,483,012円	32,644,182円
ＳＭＢＣファンドラップ・日本グロース株	104,981,570円	103,793,948円
ＳＭＢＣファンドラップ・日本中小型株	34,942,430円	23,939,170円

ＳＭＢＣファンドラップ・日本債	488,701,841円	640,464,884円
ＤＣ日本国債プラス	－	542,535,078円
エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）	130,587,593円	116,836,210円
エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）	415,666,487円	375,313,357円
エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）	10,615,494円	12,928,542円
エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース（毎月分配型）	488,309,983円	404,195,211円
エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）	14,215,022円	16,048,576円
エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）	79,358,554円	116,195,965円
エマージング・ボンド・ファンド（マネープールファンド）	832,390,876円	585,764,135円
大和住銀 中国株式ファンド（マネー･ポートフォリオ）	672,890,138円	95,098,470円
エマージング好配当株オープン　マネー･ポートフォリオ	1,957,872円	2,369,597円
エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）	2,170,472円	1,869,006円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース）	1,662,083円	1,707,061円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（中国・インド・インドネシア通貨コース）	1,368,079円	1,671,496円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（BRICs通貨コース）	1,740,511円	2,923,206円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（世界６地域通貨コース）	12,300,683円	12,554,274円
米国短期社債戦略ファンド2015-12（為替ヘッジあり）	245,556円	245,556円
米国短期社債戦略ファンド2015-12（為替ヘッジなし）	245,556円	245,556円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（マネープールファンド）	38,165,887円	38,105,142円
アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア３通貨コース	29,268,047円	28,528,829円
アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース	2,633,227円	2,412,435円
アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド）	2,886,424円	984,149円
日本株厳選ファンド・円コース	270,889円	270,889円
日本株厳選ファンド・ブラジルレアルコース	18,658,181円	18,658,181円
日本株厳選ファンド・豪ドルコース	679,887円	679,887円
日本株厳選ファンド・アジア３通貨コース	9,783円	9,783円
株式＆通貨 資源ダブルフォーカス（毎月分配型）	9,512,243円	9,512,243円
日本株２２５・米ドルコース	49,237円	49,237円
日本株２２５・ブラジルレアルコース	393,895円	393,895円
日本株２２５・豪ドルコース	147,711円	147,711円
日本株２２５・資源３通貨コース	49,237円	49,237円
グローバルＣＢオープン・高金利通貨コース	598,533円	598,533円
グローバルＣＢオープン・円コース	827,757円	827,757円
グローバルＣＢオープン（マネープールファンド）	12,204,610円	24,080,914円
オーストラリア高配当株プレミアム（毎月分配型）	1,057,457円	1,057,457円
スマート・ストラテジー・ファンド（毎月決算型）	12,541,581円	12,541,581円
スマート・ストラテジー・ファンド（年２回決算型）	4,566,053円	4,566,053円
ボンド・アンド・カレンシー トータルリターン・ファンド（毎月決算型）	14,309円	14,309円
ボンド・アンド・カレンシー トータルリターン・ファンド（年２回決算型）	12,837円	12,837円
カナダ高配当株ツインα（毎月分配型）	66,417,109円	66,417,109円
日本株厳選ファンド・米ドルコース	196,696円	196,696円
日本株厳選ファンド・メキシコペソコース	196,696円	196,696円
日本株厳選ファンド・トルコリラコース	196,696円	196,696円
エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース（毎月分配型）	481,999円	391,598円
エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース（毎月分配型）	2,013,883円	4,969,388円
カナダ高配当株ファンド	984円	984円
短期米ドル社債オープン＜為替ヘッジなし＞（毎月分配型）	98,290円	98,290円
短期米ドル社債ファンド2015-06（為替ヘッジあり）	98,242円	98,242円
短期米ドル社債ファンド2015-06（為替ヘッジなし）	98,242円	98,242円
短期米ドル社債オープン＜為替ヘッジあり＞（毎月分配型）	98,242円	98,242円
米国短期社債戦略ファンド2015-10（為替ヘッジあり）	149,304円	149,304円
米国短期社債戦略ファンド2015-10（為替ヘッジなし）	215,194円	215,194円
米国短期社債戦略ファンド2017-03（為替ヘッジあり）	－	1,751,754円
世界リアルアセット・バランス（毎月決算型）	－	1,451,601円
世界リアルアセット・バランス（資産成長型）	－	2,567,864円
合計	3,959,897,932円	3,748,702,787円
２．受益権の総数	3,959,897,932口	3,748,702,787口

（金融商品に関する注記）
Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	自　平成28年12月９日 至　平成29年６月８日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
２．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	平成29年６月８日現在
１．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券
（平成28年12月８日現在）

種類	計算期間※の損益に含まれた評価差額（円）
地方債証券	△2,071,649
特殊債券	△9,557,100
社債券	△3,875,342
合計	△15,504,091

※「計算期間」とは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成28年７月26日から平成28年12月８日まで）を指しております。

（平成29年６月８日現在）

種類	計算期間※の損益に含まれた評価差額（円）
特殊債券	△6,161,534
社債券	△4,555,300
合計	△10,716,834

※「計算期間」とは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成28年７月26日から平成29年６月８日まで）を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
（平成28年12月８日現在）
該当事項はありません。

（平成29年６月８日現在）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
（自　平成28年12月９日　至　平成29年６月８日）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

平成28年12月８日現在	平成29年６月８日現在
１口当たり純資産額 1.0181円 「１口＝１円（10,000口＝10,181円）」	１口当たり純資産額 1.0177円 「１口＝１円（10,000口＝10,177円）」

（３）附属明細表
有価証券明細表
＜株式以外の有価証券＞

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
円	特殊債券	21 政保政策投資B	130,000,000	131,463,930	
	特殊債券	37 政保道路機構	290,000,000	290,827,370	
	特殊債券	49 政保道路機構	365,000,000	368,532,470	
	特殊債券	879 政保公営企業	92,000,000	92,438,656	
	特殊債券	5 政保首都高速	180,000,000	182,008,620	
	特殊債券	191 政保中小企業	100,000,000	100,457,000	
	特殊債券	13 政保西日本道	190,000,000	192,121,350	
	社債券	3 キリンホールデイングス	100,000,000	101,296,000	
	社債券	1 コカ･コーライースト	100,000,000	100,001,400	
	社債券	62 住友金属工業	100,000,000	100,078,800	
	社債券	1 日本電産	100,000,000	100,100,500	
	社債券	7 ドン･キホーテ	100,000,000	100,340,500	
	社債券	27 日産フイナンシヤル	100,000,000	100,000,100	
	社債券	32 野村ホールデイング	100,000,000	100,028,200	
	社債券	65 小田急電鉄	100,000,000	100,010,500	
	社債券	33 日本郵船	100,000,000	100,000,100	
	社債券	460 関西電力	100,000,000	100,928,300	
	社債券	293 北海道電力	100,000,000	100,546,700	
	社債券	16 沖縄電力	100,000,000	100,055,500	
合計　19銘柄			2,547,000,000	2,561,235,996	

2【ファンドの現況】
【純資産額計算書】
（平成29年７月末現在）

エマージング好配当株オープン（毎月決算型）

Ⅰ　資産総額	270,232,051	円
Ⅱ　負債総額	534,259	円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	269,697,792	円
Ⅳ　発行済数量	248,517,425	口
Ⅴ　１単位当り純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0852	円

エマージング好配当株オープン（資産成長型）

Ⅰ　資産総額	36,622,019	円
Ⅱ　負債総額	97,904	円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	36,524,115	円
Ⅳ　発行済数量	32,861,286	口
Ⅴ　１単位当り純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1115	円

（参考）エマージング好配当株マザーファンド

Ⅰ　資産総額	311,067,671	円
Ⅱ　負債総額	4,385,904	円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	306,681,767	円
Ⅳ　発行済数量	171,289,583	口
Ⅴ　１単位当り純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.7904	円

エマージング好配当株オープン　マネー・ポートフォリオ

Ⅰ　資産総額	2,461,570	円
Ⅱ　負債総額	0	円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,461,570	円
Ⅳ　発行済数量	2,456,656	口
Ⅴ　１単位当り純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0020	円

（参考）キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

Ⅰ　資産総額	4,408,826,382	円
Ⅱ　負債総額	526,272,491	円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	3,882,553,891	円
Ⅳ　発行済数量	3,815,137,035	口
Ⅴ　１単位当り純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0177	円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１　名義書換手続など

該当事項はありません。

２　受益者名簿

作成しません。

３　受益者に対する特典

ありません。

４　受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振

法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5　受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6　受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7　償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

8　質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（注）委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(１)資本金の額

資本金の額：20億円（平成29年７月末現在）

会社が発行する株式総数：12,800,000株

発行済株式総数：3,850,000株

最近５年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(２)会社の機構

会社は、10名以内で構成される取締役により運営されます。取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる総株主の議決権の３分の２以上を有する株主が出席し、議決権を行使することができる総株主の議決権の３分の２以上をもってこれを行います。

取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役会の決議によって取締役の中から取締役社長、取締役副社長各１名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また代表取締役は２名とし、取締役社長および取締役副社長がこれに就任します。ただし、取締役副社長を置かない場合、専務取締役から代表取締役１名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、招集通知は３日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の３分の２以上が出席し、その８分の５以上をもって行います。

＜投信運用の意思決定プロセス＞

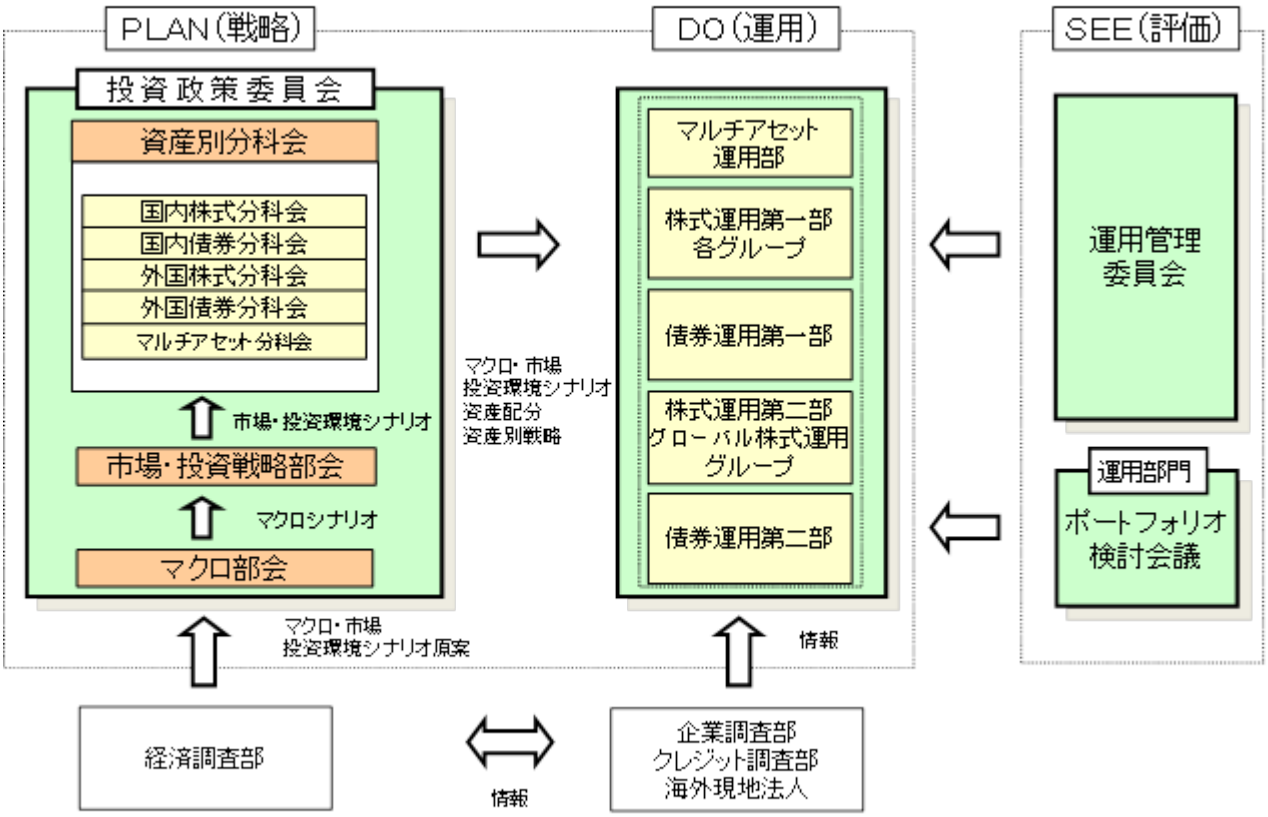

２【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、株式会社住友銀行（現株式会社三井住友フィナンシャルグループ）および大和證券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）の戦略的提携により平成11年４月１日付で、大和投資顧問株式会社と住銀投資顧問株式会社およびエス・ビー・アイ・エム投信株式会社の三社が合併して設立された会社です。

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成29年７月末現在、委託会社が運用の指図を行っている投資信託の総ファンド数は、403本であり、その純資産総額は、約3,348,907百万円です（なお、親投資信託136本は、ファンド数及び純資産総額からは除いております。）。

種類	ファンド数	純資産総額
単位型株式投資信託	31	84,627百万円
追加型株式投資信託	294	2,920,004百万円
単位型公社債投資信託	78	344,275百万円
合計	403	3,348,907百万円

３【委託会社等の経理状況】

１．委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号。）により作成しております。

２．財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．委託会社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第45期事業年度（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

（１）【貸借対照表】　（単位：千円）

		第44期 （平成28年3月31日）	第45期 （平成29年3月31日）
資産の部			
流動資産			
現金・預金		22,725,768	21,770,643
前払費用		195,917	206,930
未収入金		―	7,453
未収委託者報酬		3,678,543	3,291,565
未収運用受託報酬		957,351	912,489
未収収益		12,713	50,722
繰延税金資産		644,694	447,651
その他		824	428
流動資産計		28,215,813	26,687,885
固定資産			
有形固定資産			
建物	※1	110,648	110,298
器具備品	※1	80,498	66,464
土地		710	710
リース資産	※1	10,102	10,562
有形固定資産計		201,959	188,035
無形固定資産			
ソフトウエア		95,535	96,732
電話加入権		12,706	12,706

無形固定資産計	108,242	109,439
投資その他の資産		
投資有価証券	5,480,557	6,783,747
関係会社株式	956,115	956,115
従業員長期貸付金	2,428	1,546
長期差入保証金	511,355	511,637
出資金	82,660	82,660
繰延税金資産	556,611	523,217
その他	1,567	192
貸倒引当金	△20,750	△20,750
投資その他の資産計	7,570,543	8,838,366
固定資産計	7,880,745	9,135,840
資産合計	36,096,558	35,823,726

（単位：千円）

	第44期 （平成28年3月31日）	第45期 （平成29年3月31日）
負債の部		
流動負債		
リース債務	3,565	3,524
未払金	85,383	61,012
未払手数料	1,620,526	1,419,878
未払費用	1,178,517	1,150,008
未払法人税等	1,923,850	459,723
未払消費税等	323,266	26,700
賞与引当金	1,498,000	1,251,100
役員賞与引当金	101,000	82,900
業務委託関連引当金	25,700	―
その他	20,860	46,283
流動負債計	6,780,670	4,501,131
固定負債		
リース債務	7,280	7,841
退職給付引当金	1,546,322	1,482,500
役員退職慰労引当金	100,350	93,560
固定負債計	1,653,953	1,583,902
負債合計	8,434,623	6,085,034

（単位：千円）

	第44期 （平成28年3月31日）	第45期 （平成29年3月31日）
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	156,268	156,268
資本剰余金合計	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金	24,034,752	26,100,773
利益剰余金合計	25,478,483	27,544,504
株主資本合計	27,634,752	29,700,773
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	27,182	37,917
評価・換算差額等合計	27,182	37,917
純資産合計	27,661,934	29,738,691
負債純資産合計	36,096,558	35,823,726

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第44期 （自　平成27年4月1日 至　平成28年3月31日）	第45期 （自　平成28年4月1日 至　平成29年3月31日）
営業収益		
運用受託報酬	4,608,029	4,371,647
委託者報酬	33,183,045	28,124,470
その他営業収益	45,653	64,558
営業収益計	37,836,728	32,560,677
営業費用		
支払手数料	15,893,270	13,056,474
広告宣伝費	168,848	169,346
公告費	1,028	2,915

調査費		
調査費	1,315,033	1,331,709
委託調査費	3,914,869	3,213,013
委託計算費	193,638	137,135
営業雑経費		
通信費	31,664	39,943
印刷費	523,643	501,370
協会費	23,203	24,788
諸会費	2,545	2,492
その他	63,792	109,609
営業費用計	22,131,536	18,588,799
一般管理費		
給料		
役員報酬	191,952	209,010
給料・手当	2,916,345	2,852,929
賞与	108,042	129,064
退職金	7,113	32,873
福利厚生費	683,822	639,080
交際費	19,339	22,638
旅費交通費	165,319	142,966
租税公課	136,339	174,826
不動産賃借料	635,313	620,232
退職給付費用	226,884	217,625
固定資産減価償却費	55,907	57,699
賞与引当金繰入額	1,498,000	1,251,100
役員退職慰労引当金繰入額	37,270	38,169
役員賞与引当金繰入額	101,100	80,300
諸経費	279,901	564,747
一般管理費計	7,062,654	7,033,264
営業利益	8,642,537	6,938,613
営業外収益		
受取配当金	17,230	4,517
受取利息	4,001	675
投資有価証券売却益	62,103	6,051
業務委託関連引当金戻入	―	4,000
為替差益	106	123
その他	13,069	5,690
営業外収益計	96,510	21,058

営業外費用		
投資有価証券売却損	5,968	21,990
その他	―	113
営業外費用計	5,968	22,103
経常利益	8,733,078	6,937,568
特別損失		
関係会社株式評価損	213,659	―
業務委託関連引当金繰入	25,700	―
固定資産除却損	4,215	―
特別損失計	243,574	―
税引前当期純利益	8,489,504	6,937,568
法人税、住民税及び事業税	3,016,713	1,881,549
法人税等調整額	△56,198	225,697
法人税等合計	2,960,515	2,107,247
当期純利益	5,528,988	4,830,321

（３）【株主資本等変動計算書】

第44期　（自　平成27年4月1日　至　平成28年3月31日）　（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	20,569,363
当期変動額						
剰余金の配当						△2,063,600
当期純利益						5,528,988
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	3,465,388
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	24,034,752

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	22,013,094	24,169,363	75,392	75,392	24,244,756
当期変動額					
剰余金の配当	△2,063,600	△2,063,600			△2,063,600
当期純利益	5,528,988	5,528,988			5,528,988

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△48,210	△48,210	△48,210
当期変動額合計	3,465,388	3,465,388	△48,210	△48,210	3,417,178
当期末残高	25,478,483	27,634,752	27,182	27,182	27,661,934

第45期　（自　平成28年4月1日　至　平成29年3月31日）　（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	24,034,752
当期変動額						
剰余金の配当						△2,764,300
当期純利益						4,830,321
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,066,021
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	26,100,773

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	25,478,483	27,634,752	27,182	27,182	27,661,934
当期変動額					
剰余金の配当	△2,764,300	△2,764,300			△2,764,300
当期純利益	4,830,321	4,830,321			4,830,321
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			10,735	10,735	10,735
当期変動額合計	2,066,021	2,066,021	10,735	10,735	2,076,757
当期末残高	27,544,504	29,700,773	37,917	37,917	29,738,691

注記事項
重要な会計方針

1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は総平均法により算出し、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）を採用しております。

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

2.固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　15～30年

器具備品　4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3.引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。

これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。

(6) 業務委託関連引当金

一部業務を外部委託するに当たり、当社が負担する従業員費用等の支出に備えるため合理的に発生すると見込まれる費用を計上しております。

4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年6月17日）を当事業年度より適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、この変更による財務諸表への影響額はありません。

追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年3月28日）を当事業年度より適用しております。

（貸借対照表関係）

第44期 （平成28年3月31日）	第45期 （平成29年3月31日）
※1.有形固定資産の減価償却累計額	※1.有形固定資産の減価償却累計額
建物　438,341千円	建物　454,117千円
器具備品　272,516千円	器具備品　272,531千円
リース資産　13,775千円	リース資産　10,688千円
2.保証債務	2.保証債務
被保証者　従業員	被保証者　従業員
被保証債務の内容　住宅ローン	被保証債務の内容　住宅ローン
金額　2,945千円	金額　940千円

（株主資本等変動計算書関係）

第44期（自　平成27年4月1日　至　平成28年3月31日）

1.発行済株式に関する事項　（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	－	－	3,850
合　　計	3,850	－	－	3,850

2.配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年6月24日定時株主総会	普通株式	2,063,600	536	平成27年3月31日	平成27年6月25日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年6月23日定時株主総会	普通株式	2,764,300	利益剰余金	718	平成28年3月31日	平成28年6月24日

第45期（自　平成28年4月1日　至　平成29年3月31日）

1.発行済株式に関する事項　（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	－	－	3,850
合　　計	3,850	－	－	3,850

2.配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日

平成28年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,764,300	718	平成28年3月31日	平成28年6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通 株式	2,413,950	利益 剰余金	627	平成29年3月31日	平成29年6月24日

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用事業を行っております。余裕資金は安全で流動性の高い金融資産で運用し、銀行からの借入や社債の発行はありません。

安全性の高い金融商品での短期的な運用の他に、自社ファンドの設定に自己資本を投入しております。

その自己設定投信は、事業推進目的で保有しており、設定、解約又は償還に関しては、社内規定に従っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

主たる営業債権は、投資運用業等より発生する未収委託者報酬、未収運用受託報酬であります。

これらの債権は、全て１年以内の債権であり、そのほとんどが信託財産の中から支払われるため、回収不能となるリスクは極めて軽微であります。

未収入金は、当社より他社へ出向している従業員給与であり、1年以内の債権であります。

投資有価証券は、その大半が事業推進目的で設定した投資信託であり、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

未払手数料は、投資信託の販売に係る支払手数料であります。また、未払費用は、投資信託の運用に係る再委託手数料、及び業務委託関連費用であります。

これらの債務は、全て１年以内の債務であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規定に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券の一部を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券のうち自己設定投信については、その残高及び損益状況等を定期的に経営会議に報告しております。

また、デリバティブ取引についても行っておりません。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、社内規定に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（(注2)を参照ください）。

第44期（平成28年3月31日）　(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金・預金	22,725,768	22,725,768	－
（2）未収委託者報酬	3,678,543	3,678,543	－
（3）未収運用受託報酬	957,351	957,351	－
（4）未収入金	－	－	－
（5）投資有価証券			
その他有価証券	5,429,421	5,429,421	－
資産計	32,791,085	32,791,085	－
（1）未払手数料	1,620,526	1,620,526	－
（2）未払費用（*1）	917,268	917,268	－
負債計	2,537,794	2,537,794	－

（*1）金融商品に該当するものを表示しております。

第45期（平成29年3月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金・預金	21,770,643	21,770,643	－
（2）未収委託者報酬	3,291,565	3,291,565	－
（3）未収運用受託報酬	912,489	912,489	－
（4）未収入金	7,453	7,453	－
（5）投資有価証券			
その他有価証券	6,732,611	6,732,611	－
資産計	32,714,763	32,714,763	－
（1）未払手数料	1,419,878	1,419,878	－
（2）未払費用（*1）	891,704	891,704	－
負債計	2,311,583	2,311,583	－

（*1）金融商品に該当するものを表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬及び（4）未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（5）投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

（1）未払手数料、及び（2）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	第44期（平成28年3月31日）	第45期（平成29年3月31日）
（1）その他有価証券		
非上場株式	51,135	51,135
（2）子会社株式		
非上場株式	956,115	956,115
（3）長期差入保証金	511,355	511,637

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。このため、（1）その他有価証券の非上場株式については2.（5）投資有価証券には含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日以後の償還予定額

第44期（平成28年3月31日）　（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	22,725,768	―	―	―
未収委託者報酬	3,678,543	―	―	―
未収運用受託報酬	957,351	―	―	―
未収入金	―	―	―	―
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	―	2,106,635	236,275	―
合計	27,361,663	2,106,635	236,275	―

第45期（平成29年3月31日）　（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	21,770,643	―	―	―
未収委託者報酬	3,291,565	―	―	―
未収運用受託報酬	912,489	―	―	―
未収入金	7,453	―	―	―
投資有価証券 その他有価証券のうち満期のあるもの	―	2,222,381	467,133	―
合計	25,982,151	2,222,381	467,133	―

（有価証券関係）

1.子会社株式

第44期（平成28年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

第45期（平成29年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2.その他有価証券

第44期（平成28年3月31日）　（単位:千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの その他 証券投資信託の受益証券	2,768,399	2,640,700	127,699
小計	2,768,399	2,640,700	127,699
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他 証券投資信託の受益証券	2,661,022	2,749,542	△88,520
小計	2,661,022	2,749,542	△88,520
合計	5,429,421	5,390,242	39,178

（注）非上場株式（貸借対照表計上額　51,135千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが

極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第45期（平成29年3月31日）　（単位:千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの その他 証券投資信託の受益証券	3,882,464	3,705,555	176,909
小計	3,882,464	3,705,555	176,909
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他 証券投資信託の受益証券	2,850,146	2,972,404	△122,257
小計	2,850,146	2,972,404	△122,257
合計	6,732,611	6,677,959	54,652

（注）非上場株式（貸借対照表計上額　51,135千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3.当事業年度中に売却したその他有価証券

第44期（自 平成27年4月1日　至 平成28年3月31日）

（単位:千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	728,134	62,103	5,968

第45期（自 平成28年4月1日　至 平成29年3月31日）

（単位:千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	1,105,918	6,051	21,990

4.減損処理を行った有価証券

第44期（自 平成27年4月1日　至 平成28年3月31日）

当事業年度において、関係会社株式について213,659千円の減損処理を行っております。

第45期（自 平成28年4月1日　至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2.簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を採用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	第44期 （自　平成27年4月1日 至　平成28年3月31日）	第45期 （自　平成28年4月1日 至　平成29年3月31日）
退職給付引当金の期首残高	1,459,244	1,546,322
退職給付費用	162,311	149,442
退職給付の支払額	△75,233	△213,264

退職給付引当金の期末残高	1,546,322	1,482,500

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

	第44期 （平成28年3月31日）	第45期 （平成29年3月31日）
積立型制度の退職給付債務	―	―
年金資産	―	―
	―	―
非積立型制度の退職給付債務	1,546,322	1,482,500
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,546,322	1,482,500
退職給付引当金	1,546,322	1,482,500
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,546,322	1,482,500

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　　第44期　162,311千円　　第45期　149,442千円

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第44期は64,573千円、第45期は68,183千円であります。

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	第44期 （平成28年3月31日）	第45期 （平成29年3月31日）
(1)流動資産		
繰延税金資産		
未払事業税	119,355	12,099
賞与引当金	462,282	386,089
社会保険料	31,640	29,075
未払事業所税	4,486	4,693
その他	26,929	21,191
繰延税金資産合計	644,694	453,148
繰延税金負債		
その他	―	△5,496
繰延税金負債合計	―	△5,496
繰延税金資産の純額	664,694	447,651
(2)固定資産		
繰延税金資産		
退職給付引当金	473,920	454,152
投資有価証券	67,546	67,546
ゴルフ会員権	11,000	11,000
役員退職慰労引当金	30,899	28,748
その他	63,787	57,051
繰延税金資産小計	647,154	618,499
評価性引当額	△ 78,546	△ 78,546
繰延税金資産合計	568,607	539,952

繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 11,996	△ 16,734
繰延税金負債合計	△ 11,996	△ 16,734
繰延税金資産の純額	556,611	523,217

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第44期 （平成28年3月31日）	第45期 （平成29年3月31日）
法定実効税率	33.10%	－
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.47%	－
住民税均等割等	0.04%	－
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.95%	－
特定外国子会社等留保課税	0.31%	－
税額控除	△0.46%	－
その他	0.46%	－
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.87%	－

（注）第45期は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下にあたるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第44期（自　平成27年4月1日　至　平成28年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	33,183,045	4,608,029	45,653	37,836,728

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第45期（自　平成28年4月1日　至　平成29年3月31日）

1.　製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	28,124,470	4,371,647	64,558	32,560,677

2.　地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第44期（自 平成27年4月1日　至 平成28年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金(億円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	5,745,272	未払手数料	451,175
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	2,730,584	未払手数料	436,102

取引条件及び取引条件の決定方針等

※1　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

※2　上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

第45期（自 平成28年4月1日　至 平成29年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金(億円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	4,766,199	未払手数料	406,661
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	2,372,960	未払手数料	377,341

取引条件及び取引条件の決定方針等

※1　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

※2　上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

（１株当たり情報）

	第44期 （自　平成27年4月1日 至　平成28年3月31日）	第45期 （自　平成28年4月1日 至　平成29年3月31日）
1株当たり純資産額	7,184円92銭	7,724円34銭
1株当たり当期純利益金額	1,436円10銭	1,254円63銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第44期 （自　平成27年4月1日 至　平成28年3月31日）	第45期 （自　平成28年4月1日 至　平成29年3月31日）
当期純利益(千円)	5,528,988	4,830,321
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る当期純利益（千円）	5,528,988	4,830,321
普通株式の期中平均株式数（千株）	3,850	3,850

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(１)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(２)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(３)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(４)および(５)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

(４)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(５)上記(３)および(４)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５【その他】

(１)定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(２)訴訟事件その他重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

委託会社の営業年度は、毎年４月１日より翌年３月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(１)受託会社

名称	資本金の額（百万円） 平成29年３月末現在	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

＜参考：再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）の概要＞

・資本金：51,000百万円（平成29年３月末現在）

・事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

・再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(２)投資顧問会社

①名称

ウェルズ・キャピタル・マネジメント社

②資本金の額

平成28年12月末現在：39,047千米ドル（約4,308百万円）

（注）米ドルの円貨換算は、平成29年７月末現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝110.35円）によります。

③事業の内容

ウェルズ・キャピタル・マネジメント社は、1996年に設立された米国の資産運用会社で、ウェルズ・ファーゴ銀行の100%子会社です。同社は、合併や買収を通じ投資戦略の多様化と運用規模の拡大をはかり、「マルチ・ブティック型」の運用会社として幅広い運用サービスを提供しています。
本拠地：米国カリフォルニア州サンフランシスコ市

(３)販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成29年３月末現在	事業の内容
株式会社三井住友銀行	1,770,996	銀行法に基づき、監督官庁の免許を受け銀行業を営んでいます。
カブドットコム証券株式会社	7,196	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	48,323	
髙木証券株式会社	11,069	
楽天証券株式会社	7,495	
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000	

２【関係業務の概要】

(１)受託会社
ファンドの受託会社として、信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

(２)投資顧問会社
委託会社より、運用の指図に関する権限の委託を受けて運用の指図および実行を行います。

(３)販売会社
日本におけるファンドの募集・販売業務、解約金・償還金、収益分配金の支払い等に関する事務等を行います。

３【資本関係】

(１)受託会社
受託会社の三井住友信託銀行株式会社は、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の2.1%の株式を保有しています。

(２)販売会社
株式会社三井住友銀行およびＳＭＢＣ日興証券株式会社の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループは、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の44.0%の株式を保有しています。

第３【その他】

１　目論見書の表紙から本文の前までおよび裏表紙の記載について

（１）「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載することがあります。

（２）委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。

（３）委託会社のインターネットホームページのアドレスおよび他のインターネットのアドレス（これらのアドレスをコード化した図形等も含む）ならびに電話番号および受付時間等を記載することがあります。

（４）請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨を記載することがあります。

（５）目論見書の使用開始日を記載することがあります。

（６）投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。

（７）請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨を記載することがあります。

（８）「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすることがあります。

（９）当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを記載することがあります。

（10）ファンドの形態等を表示する文言を記載することがあります。

（11）図案を採用することがあります。また、ファンドの管理番号等を記載することがあります。

２　目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

３　当ファンドの投資信託約款の全文を請求目論見書に掲載することがあります。

４　目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成29年６月９日

大和住銀投信投資顧問株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　飯　田　浩　司　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　梅　津　　広　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成29年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注１)　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
(注２)　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年7月14日

大和住銀投信投資顧問株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯田　浩司	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅津　広	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング好配当株オープン（毎月決算型）の平成28年12月9日から平成29年6月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング好配当株オープン（毎月決算型）の平成29年6月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注１)　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注２)　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年7月14日

大和住銀投信投資顧問株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯田　浩司	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅津　広	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング好配当株オープン（資産成長型）の平成28年12月9日から平成29年6月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング好配当株オープン（資産成長型）の平成29年6月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注１)　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注２)　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年7月14日

大和住銀投信投資顧問株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯田　浩司	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅津　広	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング好配当株オープン マネー・ポートフォリオの平成28年12月9日から平成29年6月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング好配当株オープン マネー・ポートフォリオの平成29年6月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注１)　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注２)　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。